中種子町
第　６　期　障害福祉計画
第２期障害児福祉計画

令和３年度～令和５年度

令和３年３月

鹿児島県　中種子町

はじめに

国は現在，将来予想されている生産年齢人口の減少に起因する労働力不足などの諸問題に対応するため,「地域共生社会」の実現を目指しています。

「地域共生社会」とは，“制度や分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて，地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し，人と人，人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで，住民一人ひとりの暮らしと生きがい，地域を共に創っていく社会”とされています。「地域共生社会」では，障がいがある方々も地域社会を構成する重要な一員として，様々な活躍が期待されています。

本町では,「共につくる生きがいに満ちた保健・医療・福祉のまちづくり」を基本理念とし，障がい者施策を推進してまいりました。

この度，平成３０年３月に策定した「第５期障害福祉計画」「第１期障害児福祉計画」が計画期間の終了を迎えることから，国や鹿児島県の動向を踏まえつつ，障がい者アンケート調査などの結果も考慮し，新たな「中種子町第6期障害福祉計画」「第2期障害児福祉計画」を策定いたしました。本計画は，障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画と児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に策定したもので，障害福祉サービス等の提供体制と国の基本指針に基づく成果目標について定めたものです。

この計画の策定にあたっては，障がいのある方々やご家族の現状及び意向を把握するため，アンケート調査等を実施いたしました。ここで得られた現状，意見等も踏まえ，保健，福祉の関係者からなる中種子町障害福祉計画策定委員会において検討，審議を行い，本計画を策定いたしました。

今後もこの計画の着実な推進を図るため，定期的に分析及び評価を行い，必要がある場合は計画の変更等を行い，対策を講じてまいります。

最後に，アンケート調査にご協力いただきました障がいのある方々やその家族，施設事業者の皆様及び策定にあたり様々な角度からご審議いただきました中種子町障害福祉計画策定委員会の委員の皆様に心から感謝申し上げます。

令和３年３月

中種子町長　田渕川　寿広

～ 目　　次 ～

第１章 計画策定の概要 1

１ 計画の背景 1
２ 第６期障害福祉計画等に係る基本指針の主な内容 2
３ 計画の根拠 3
４ 計画の期間 4
５ 計画の対象者 4
６ 計画の策定方法 5
７ 「障がい」の表記について 5

第２章 障がい者を取り巻く状況 6

１ 総人口の推移 6
２ 手帳所持者の状況 7
３ アンケート調査結果からみる本町の状況 11

第３章 第５期計画等の実施状況 32

１ 成果目標の実施状況 32
２ 活動指標の状況 36

第４章 基本的理念等 38

１ 基本的理念 38
２ 障害福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方 40
３ 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方 40
４ 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方 40
５ 事業の全体像 41

第５章 障害福祉サービス等の提供体制に係る目標 43

１ 福祉施設の入所者の地域生活への移行 43
２ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 44
３ 福祉施設から一般就労への移行等 44
４ 障がい児支援の提供体制の整備等 45
５ 相談支援体制の充実・強化等 48
６ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 48

第６章 障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み.....50
１ 障害福祉サービス等.....50
２ 地域生活支援事業.....66
３ 障害児通所支援・障害児相談支援等.....72
４ 自立支援給付等の円滑な実施を確保するために必要な事項.....76
第７章 計画の推進.....77
１ 計画の推進体制.....77
２ 障害者総合支援法に基づくサービスの円滑な提供.....78
資料編.....80
１ 中種子町障害福祉計画策定委員会設置要綱.....80
２ 障害者計画及び第５期障害福祉計画策定委員会委員名簿.....82
３ 用語解説.....83

第１章　計画策定の概要

１　計画の背景

（１）措置制度から支援費制度へ

平成 12 年６月に、社会福祉事業法が改正され社会福祉法が成立し、あわせて身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法などの改正が行われました。

この社会福祉基礎構造改革を受けて、障がい者福祉に関わるサービスは、平成 15 年４月から、それまでの行政がサービス内容を決定する「措置制度」から、障がい者が自ら主体的にサービスを選択し、事業者などと契約することができる「支援費制度」へと移行しました。

（２）障害者自立支援法の施行と改正

平成 18 年４月に障害者自立支援法が施行され、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づき提供されていた障害福祉サービスの一元化、実施主体の市町村への一元化、利用者負担の原則と国の財政責任の明確化、就労支援の強化、手続き・基準の透明化、明確化などが図られました。

障害者自立支援法は、利用者負担において定率負担が発生する応益負担方式が導入されたため、激変緩和措置などを講じ、利用者負担の軽減や事業者の経営基盤の強化などを進めていきました。

平成 22 年 12 月に、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正が公布され、応能負担（所得に応じた負担）を原則とする利用者負担の見直し、障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化、地域での自立生活支援の充実が示されました。

（３）障害者総合支援法の制定

平成 25 年４月、障害者自立支援法は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）として改正施行されました。

同法では、平成 25 年４月から障がい者の定義に「難病」等を追加し、平成 26 年４月からは、障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。

（４）障害者総合支援法及び児童福祉法等の改正

平成 28 年６月、障害者総合支援法及び児童福祉法が一部改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、都道府県・市町村は、国の定める基本指針に即して「障害児福祉計画」を定めることが規定され、いずれも平成 30 年４月から施行されました。

（５）第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画の策定

本町では、地域の特性にあったサービス提供を計画的に一層推進していくために、障害福祉計画については、平成 19 年３月の第１期中種子町障害福祉計画の策定以来、通算５期にわたって策定してきました。また、障害児福祉計画については、平成 30 年３月に第１期中種子町障害児福祉計画を策定しました。これらの計画期間は令和２年度までとなっていることから、計画の見込量等の実績や障がい者等の意向を踏まえた上で、令和３年度から令和５年度末に向けて、障がい者施策の目標や活動指標、各福祉サービス等の見込量及びその確保策を定めた「中種子町 第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画」を策定することとします。

２　第６期障害福祉計画等に係る基本指針の主な内容

第６期障害福祉計画及び第２期障害児福祉計画の策定に係る基本指針について、厚生労働省社会保障審議会障害者部会で議論が行われ、令和２年５月に基本指針の改正が行われました。改正の主な内容は下図のとおりです。

【第６期障害福祉計画等に係る基本指針の主な内容】

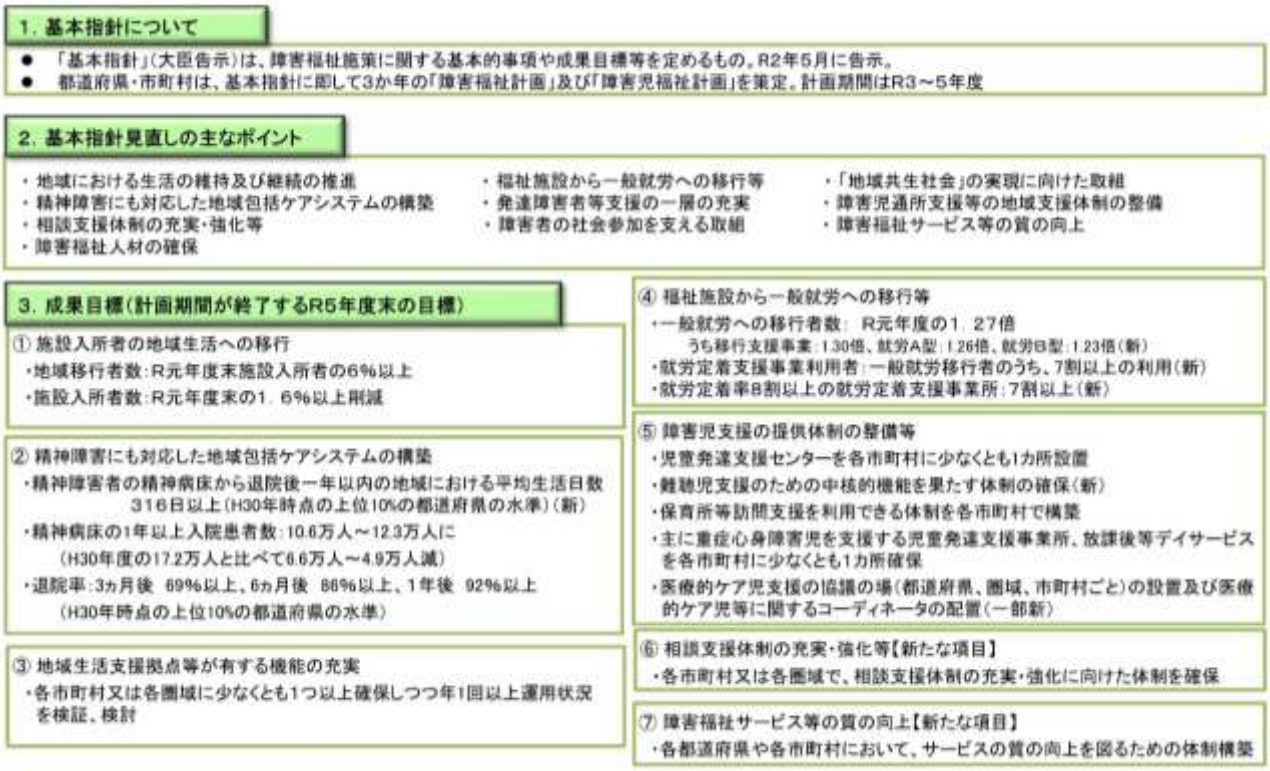

出典：厚生労働省資料

３　計画の根拠

「障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項に基づくものであり、次の事項を定めます。

１　障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
２　各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み
３　地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
４　指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
５　指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

また、「障害児福祉計画」は、「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づくものであり、次の事項を定め、本町の障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を推進します。

１　障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
２　各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
３　その他障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に関し必要な事項
４　指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
５　指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

４　計画の期間

第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画の計画期間は、令和３年度から令和５年度までの３年間とします。

なお、計画期間中においても国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

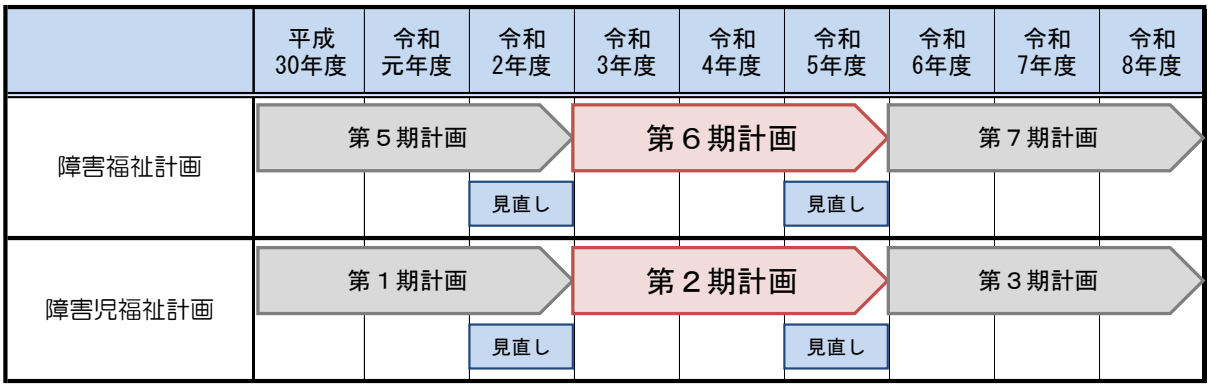

５　計画の対象者

第６期障害福祉計画の対象者は、「障害者総合支援法」で規定されている次の者とします。

1．「身体障害者福祉法」第４条に規定する身体障害者
2．「知的障害者福祉法」にいう障害者のうち 18 歳以上である者
3．「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第５条に規定する精神障害者（「発達障害者支援法」第２条第２項に規定する発達障害者を含み、「知的障害者福祉法」にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち 18 歳以上である者
4．治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害程度が、厚生労働大臣が定める程度である者であって 18 歳以上である者

また、第２期障害児福祉計画の対象者は、「児童福祉法」で規定されている次の者とします。

1．身体に障害のある 18 歳未満である者
2．知的障害のある 18 歳未満である者
3．精神に障害のある 18 歳未満である者（「発達障害者支援法」第２条第２項に規定する発達障害者を含む）
4．治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害程度が、厚生労働大臣が定める程度である者であって 18 歳未満である者

６　計画の策定方法

（１）中種子町障害福祉計画策定委員会

本計画の成果目標や活動指標等の設定について検討するため、障がい者団体代表者や障害福祉サービス事業所代表者等の外部有識者を含めた中種子町障害福祉計画策定委員会を設置しました。

回	期　日	概　要
第１回	令和 3 年 1 月 21 日	○委嘱状交付及び委員長、副委員長選出 ○障害福祉計画・障害児福祉計画の概要について ○障害福祉サービスの実績及び見込みについて ○福祉に関するアンケート調査結果について
第２回	令和 3 年 2 月 17 日	○第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画（素案）

（２）障害者手帳所持者アンケート調査

本町在住の障害者手帳所持者の実態や意向等を踏まえた計画とするため、令和２年 11 月にアンケート調査を実施しました。

（３）保護者アンケート調査

本町在住で児童発達支援事業所等利用者の保護者の方の実態や意向等を踏まえた計画とするため、令和２年 11 月にアンケート調査を実施しました。

（４）障害福祉サービス事業所アンケート調査

本計画策定の基礎資料とするために、本町在住の障がい者等が利用している事業所を対象に、令和２年 11 月にアンケート調査を実施しました。

（５）パブリックコメントの実施

本計画案に対し、広く町民の意見を聴取するために、令和３年２月 24 日から３月３日までパブリックコメント（意見等の募集）を実施しました。

７　「障がい」の表記について

本計画においては、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞を除き、「害」を「がい」と表記することとしています。このため、「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

第２章　障がい者を取り巻く状況

１　総人口の推移

本町の総人口は令和２年４月現在で 7,835 人となっており、65 歳以上の高齢者人口は 3,022 人、総人口に占める割合は 38.6%となっています。

平成 28 年と比較して、総人口は 495 人減少している一方、高齢者人口は 28 人増加しており、高齢化率も上昇傾向を示しています。

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
15 歳未満	1, 052 人	987 人	970 人	969 人	958 人
15～64 歳	4, 284 人	4, 115 人	4, 025 人	3, 989 人	3, 855 人
65 歳以上	2, 994 人	3, 028 人	3, 037 人	3, 001 人	3, 022 人
総人口	8, 330 人	8, 130 人	8, 032 人	7, 959 人	7, 835 人
高齢化率	35. 9%	37. 2%	37. 8%	37. 7%	38. 6%

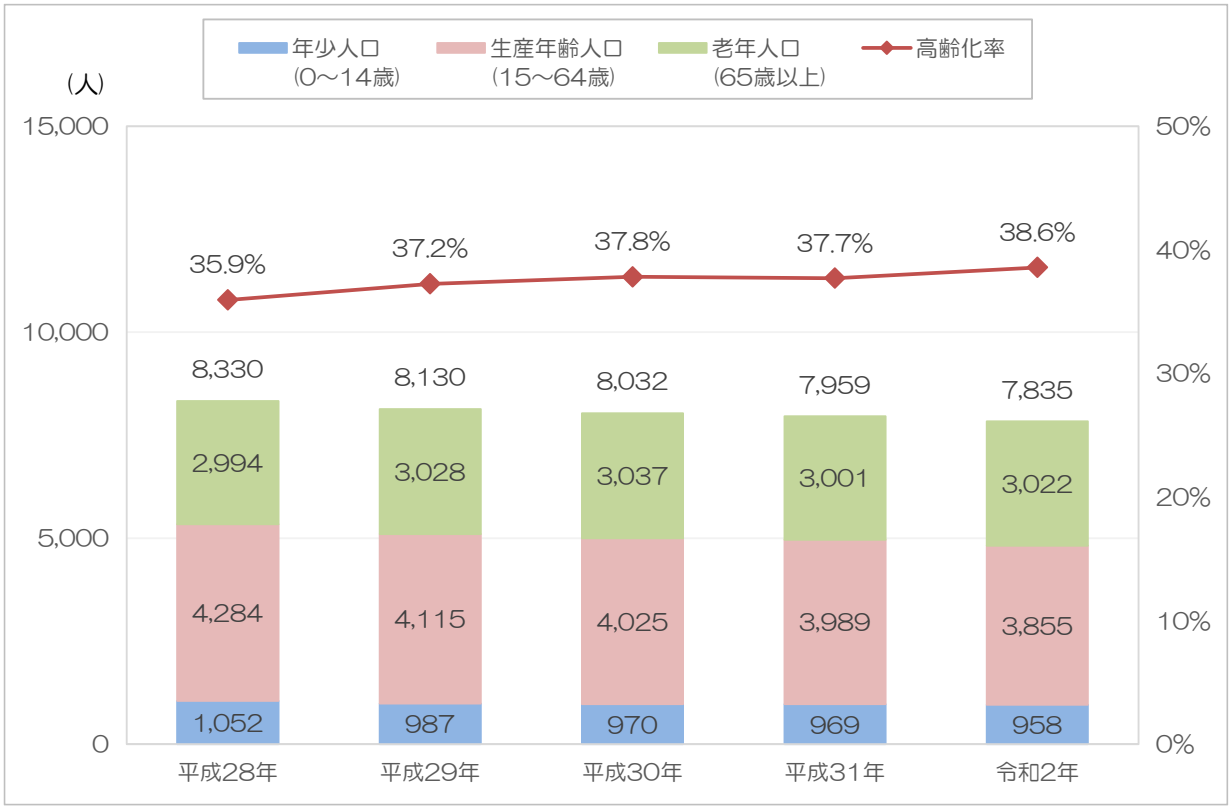

出典：住民基本台帳（各年４月１日現在）

２　手帳所持者の状況

（１）障害者手帳所持者及び総人口に占める手帳所持者割合の推移

令和２年の障害者手帳所持者は 745 人で、その内訳は身体障害者手帳所持者 599 人、療育手帳所持者 95 人、精神障害者保健福祉手帳所持者 51 人となっています。

また、令和２年の総人口に占める手帳所持者の割合は 9.5%（うち身体 7.6%、療育 1.2%、精神 0.7%）となっています。

【障害者手帳所持者の推移】

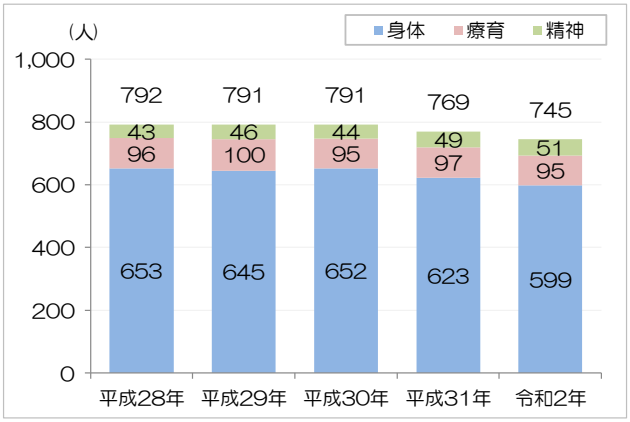

【総人口に占める手帳所持者割合の推移】

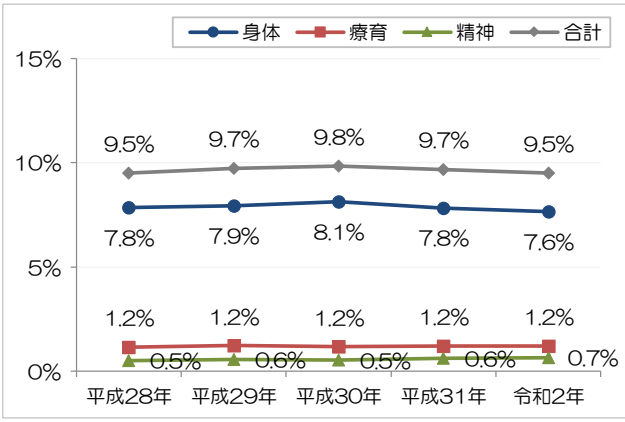

出典：福祉環境課資料（各年４月１日現在）

（２）身体障害者手帳所持者の状況

① 等級別の推移

令和２年の身体障害者手帳所持者は 599 人となっており、平成 28 年と比較して 54 人減少しています。

令和２年の等級別割合をみると、１級の割合が最も高く 24.5%となっています。また、重度者（１級と２級の合計）の割合が 40.7%となっています。

【等級別の推移】

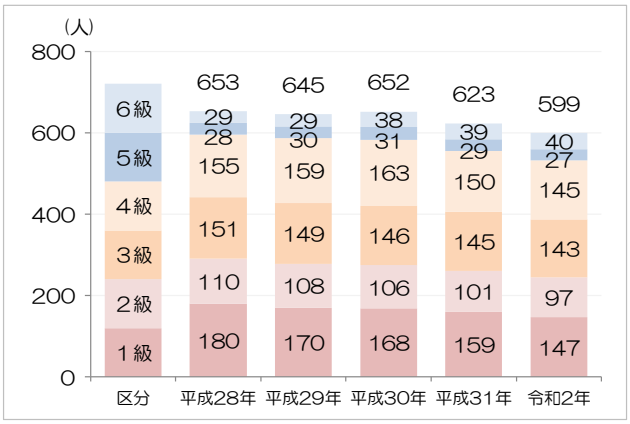

【等級別割合の推移】

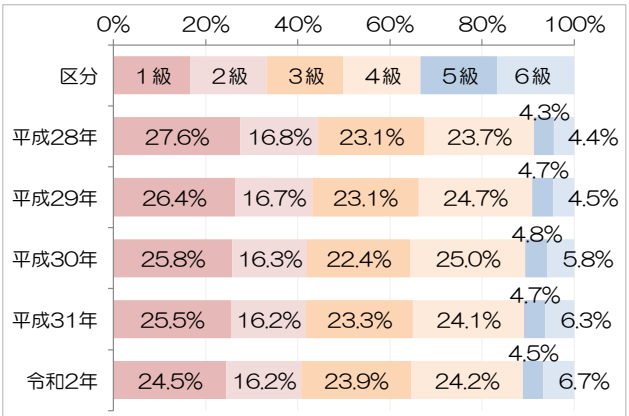

出典：福祉環境課資料（各年４月１日現在）

② 部位別の推移

令和２年の身体障害者手帳所持者の部位別割合をみると、「肢体不自由」が64.3%と最も多く、次いで「内部障害」の23.5%となっています。

【部位別の推移】

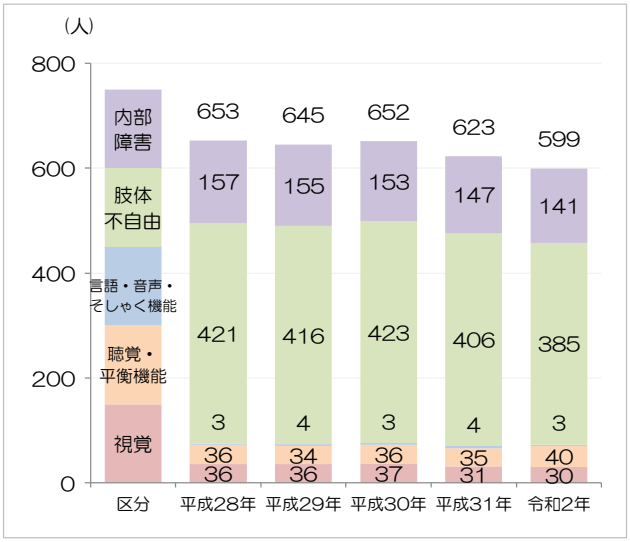

【部位別割合の推移】

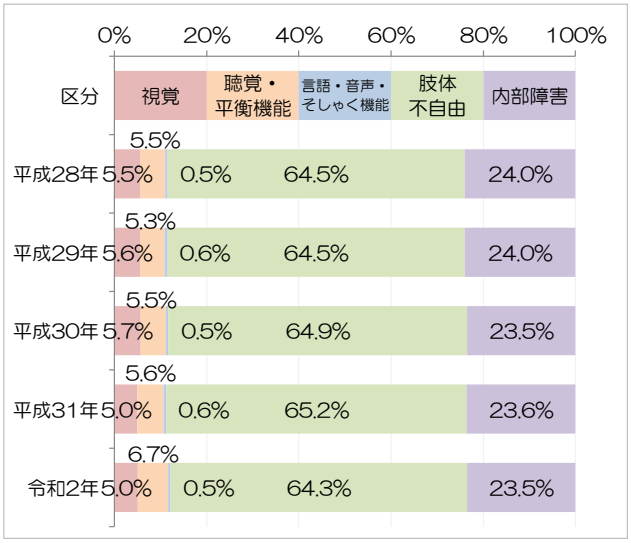

出典：福祉環境課資料（各年４月１日現在）

③ 年齢階層別の推移

令和２年の身体障害者手帳所持者を年齢階層別にみると、65 歳以上の高齢者の割合が 81.6%となっており、上昇傾向で推移しています。

【年齢別の推移】

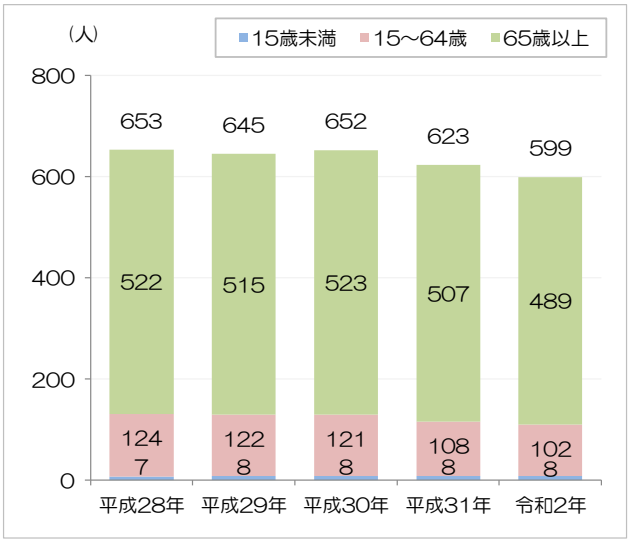

【年齢別割合の推移】

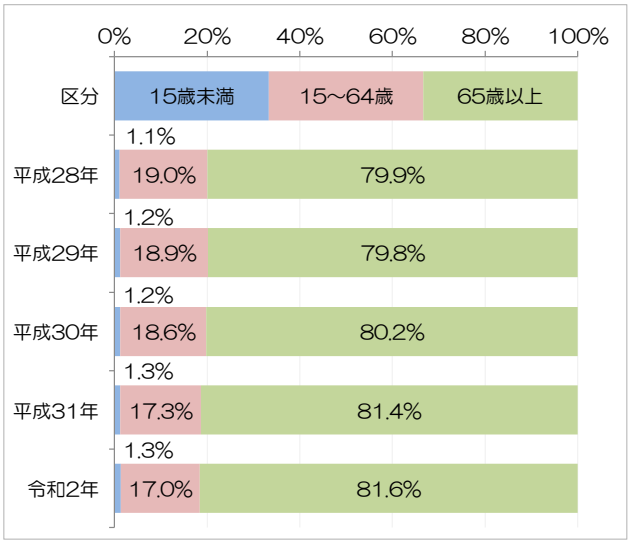

出典：福祉環境課資料（各年４月１日現在）

（３）療育手帳手所持者の状況

① 等級別の推移

令和２年の療育手帳所持者は 95 人となっており、近年ほぼ同水準で推移しています。

また、令和２年の等級別割合をみると、重度者であるＡが 43.2%で最も高くなっています。

【等級別の推移】

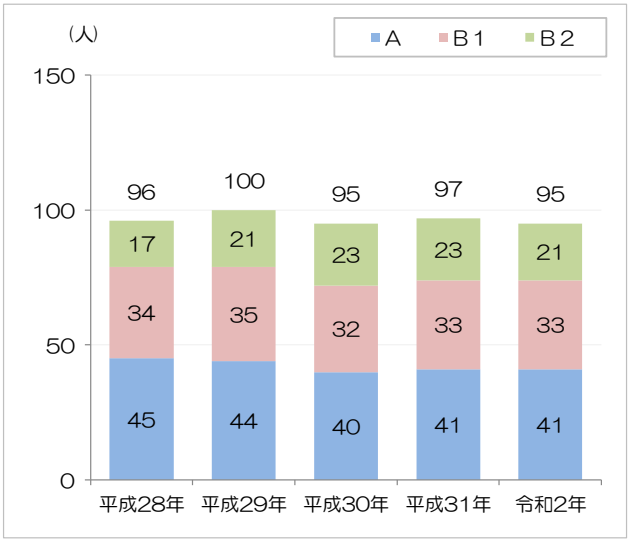

【等級別割合の推移】

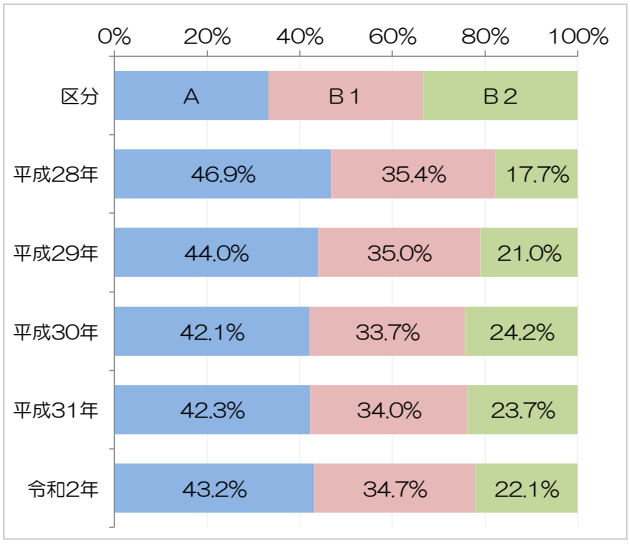

出典：福祉環境課資料（各年４月１日現在）

② 年齢階層別の推移

令和２年の療育手帳所持者を年齢階層別にみると、15 歳未満が 12 人（構成割合 12.6%）15～64 歳が 66 人（同 69.5%）、65 歳以上が 17 人（同 17.9%）、となっており、65 歳未満の構成割合が 82.1%となっています。

【年齢別の推移】

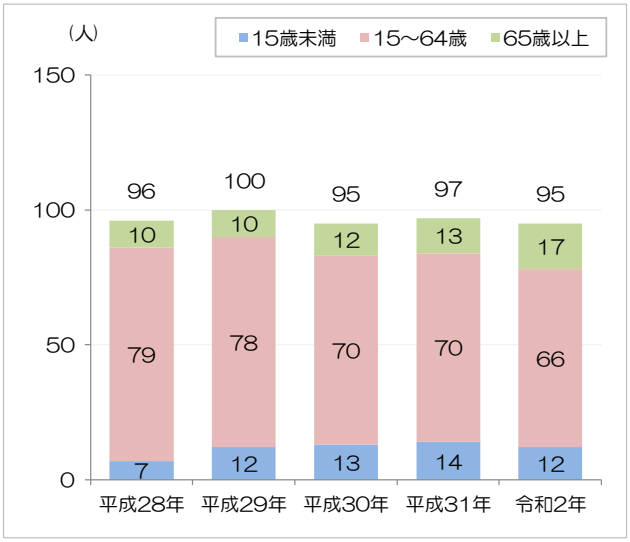

【年齢別割合の推移】

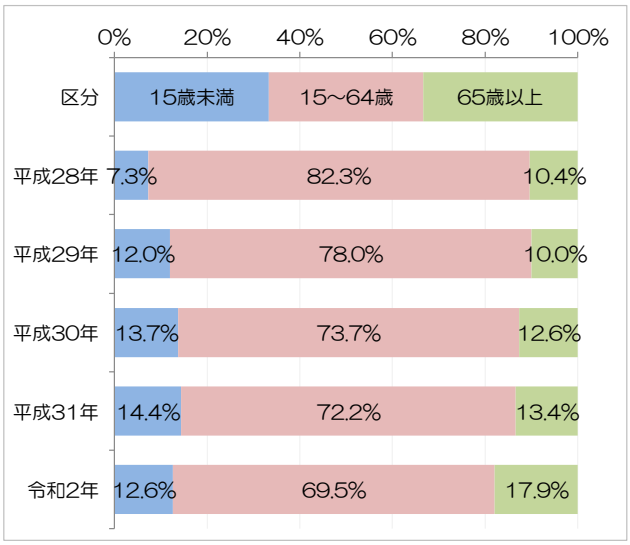

出典：福祉環境課資料（各年４月１日現在）

（４）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

① 等級別の推移

令和２年の精神障害者保健福祉手帳所持者は 51 人となっており、近年ほぼ同水準で推移しています。

また、令和２年の等級別割合をみると、２級が 74.5%と最も高くなっています。

【等級別の推移】

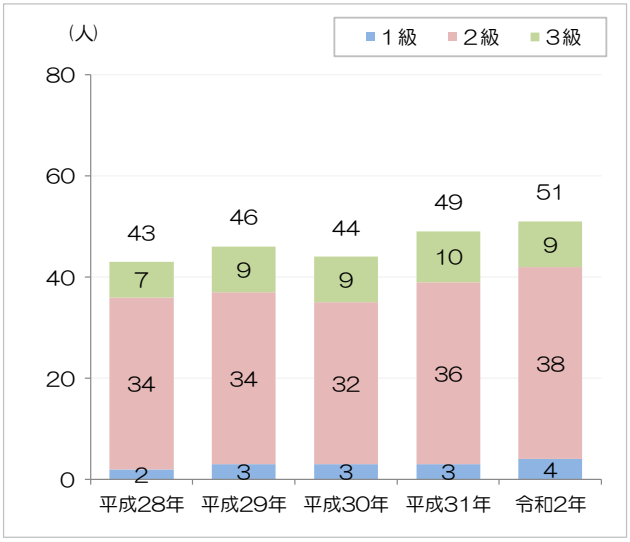

【等級別割合の推移】

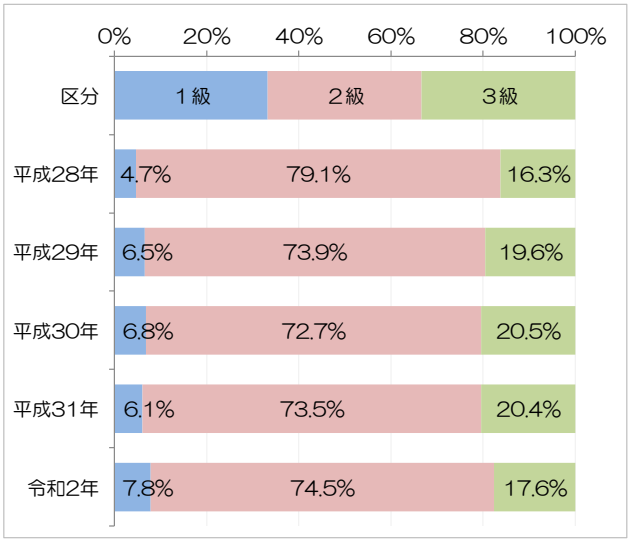

出典：福祉環境課資料（各年４月１日現在）

② 年齢階層別の推移

令和２年の精神障害者保健福祉手帳所持者を年齢階層別にみると、65 歳未満が 36 人（構成割合 70.6%）、65 歳以上が 15 人（同 29.4%）となっています。

【年齢別の推移】

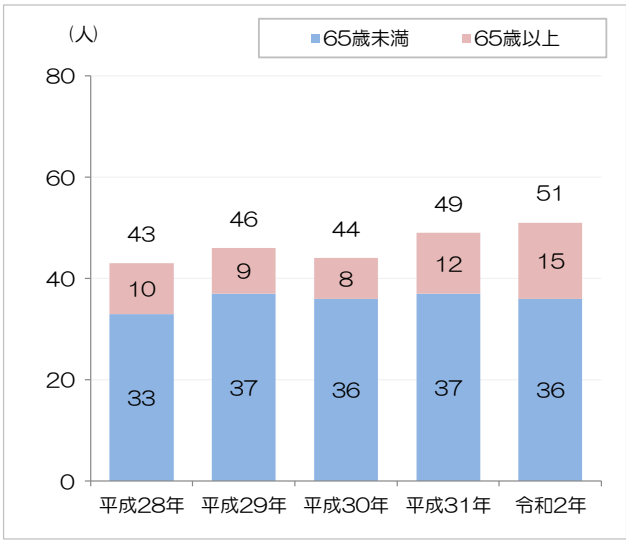

【年齢別割合の推移】

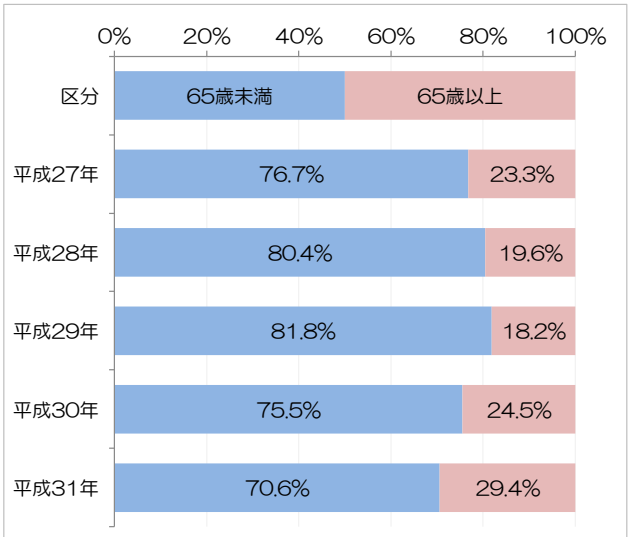

出典：福祉環境課資料（各年４月１日現在）

３　アンケート調査結果からみる本町の状況

（１）調査の概要

① 手帳所持者アンケート調査

ア）実施時期

令和２年 11 月に実施しました。

イ）調査対象者

本町在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している町民を対象とし、郵送による調査票の配布・回収を行いました。

ウ）配布数・回答数

障がい種別	配布数	有効回答数	有効回答率
身体障害者手帳所持者	399 人	252 人	63.2%
療育手帳所持者	93 人	65 人	69.9%
精神障害者保健福祉手帳所持者	39 人	22 人	56.4%
合　計	531 人	339 人	63.8%

② 児童発達支援事業所等利用の保護者アンケート調査

ア）調査実施時期

令和２年 11 月に実施しました。

イ）調査対象者

本町在住の児童発達支援、放課後等デイサービスを利用している方の保護者の方を調査対象とし、郵送による調査票の配布・回収を行いました。

ウ）配布数・回答数

	配布数	有効回答数	有効回答率
保護者調査	25 人	14 人	56.0%

③ 事業所アンケート調査

ア）調査実施時期

令和２年 11 月に実施しました。

イ）調査対象者

本町在住の障がい者が利用している障害福祉サービス事業所等を対象とし、郵送による調査票の配布・回収を行いました。

ウ）配布数・回答数

	配布数	有効回答数	有効回答率
事業所調査	44 事業所	34 事業所	77.3%

（２）手帳所持者調査結果　（抜粋）

※　集計表の比率については小数点第二位で四捨五入して表示しているため、択一回答における表中の比率の内訳を合計しても 100%に合致しない場合があります。

※　２つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は原則として 100%を超えます。

※　以降の調査結果についても同様となります。

① 対象者の属性

ア）手帳種別

選択肢	回答数	割合
身体	252	74.3%
療育	65	19.2%
精神	22	6.5%
サンプル数	339	100.0%

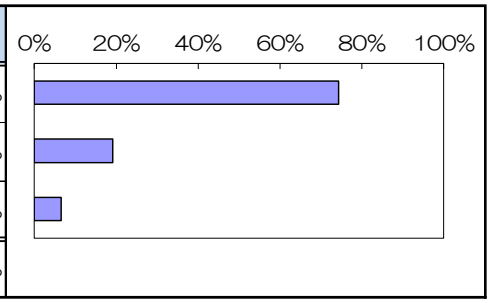

イ）年齢（令和 2 年 10 月 1 日現在）

選択肢	回答数	割合
18歳未満	5	1.5%
18～64歳	101	29.8%
65歳以上	217	64.0%
無回答	16	4.7%
サンプル数	339	100.0%

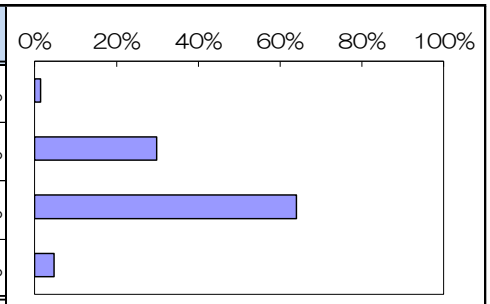

ウ）同居者（あてはまるもの全て選択）

選択肢	回答数	割合
いない（一人で暮らしている）	142	41.9%
配偶者（夫または妻）	137	40.4%
子ども	34	10.0%
父母・祖父母・兄弟	28	8.3%
その他	2	0.6%
無回答	15	4.4%
サンプル数	339	

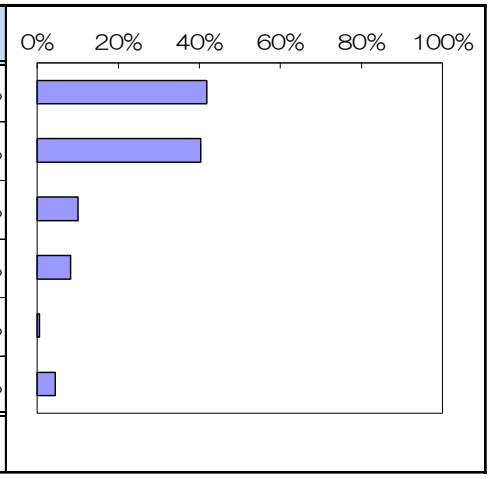

② 現在利用しているサービス

「施設入所支援」が最も多く、次いで「生活介護」、「計画相談支援」となっています。

障がい種別でみると、身体、療育、精神のいずれも「施設入所支援」が最も多くなっています。

【全体】

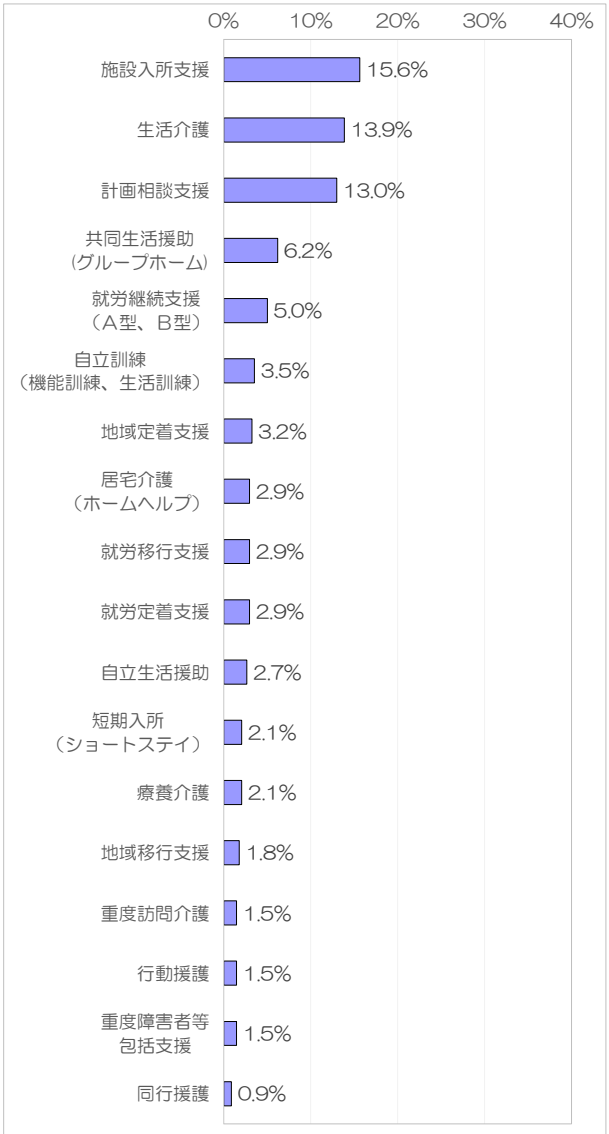

【身体】

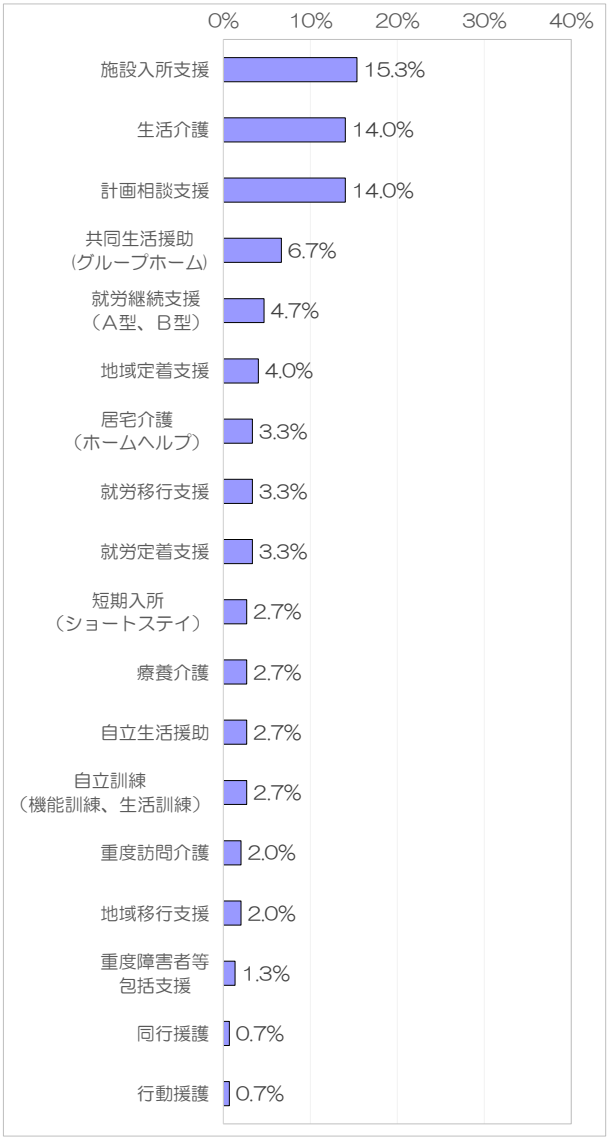

【療育】

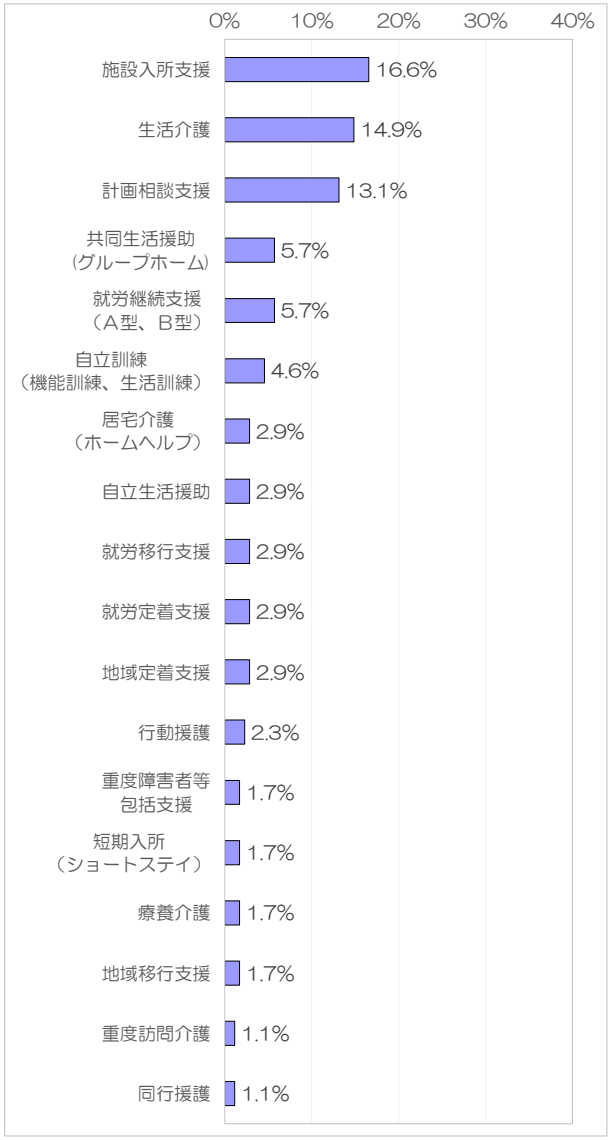
0%
10%
20%
30%
40%
施設入所支援 16.6%
生活介護 14.9%
計画相談支援 13.1%
共同生活援助（グループホーム） 5.7%
就労継続支援（A型、B型） 5.7%
自立訓練（機能訓練、生活訓練） 4.6%
居宅介護（ホームヘルプ） 2.9%
自立生活援助 2.9%
就労移行支援 2.9%
就労定着支援 2.9%
地域定着支援 2.9%
行動援護 2.3%
重度障害者等包括支援 1.7%
短期入所（ショートステイ） 1.7%
療養介護 1.7%
地域移行支援 1.7%
重度訪問介護 1.1%
同行援護 1.1%

【精神】

0%
10%
20%
30%
40%
施設入所支援 7.1%
共同生活援助（グループホーム） 7.1%
居宅介護（ホームヘルプ） 0.0%
重度訪問介護 0.0%
同行援護 0.0%
行動援護 0.0%
重度障害者等包括支援 0.0%
短期入所（ショートステイ） 0.0%
療養介護 0.0%
生活介護 0.0%
自立生活援助 0.0%
自立訓練（機能訓練、生活訓練） 0.0%
就労移行支援 0.0%
就労継続支援（A型、B型） 0.0%
就労定着支援 0.0%
計画相談支援 0.0%
地域移行支援 0.0%
地域定着支援 0.0%

③ 今後 3 年以内に利用したいサービス

「施設入所支援」が最も多く、次いで「生活介護」、「計画相談支援」となっています。

障がい種別でみると、身体及び療育は「施設入所支援」、精神は「共同生活援助」が最も多くなっています。

【全体】

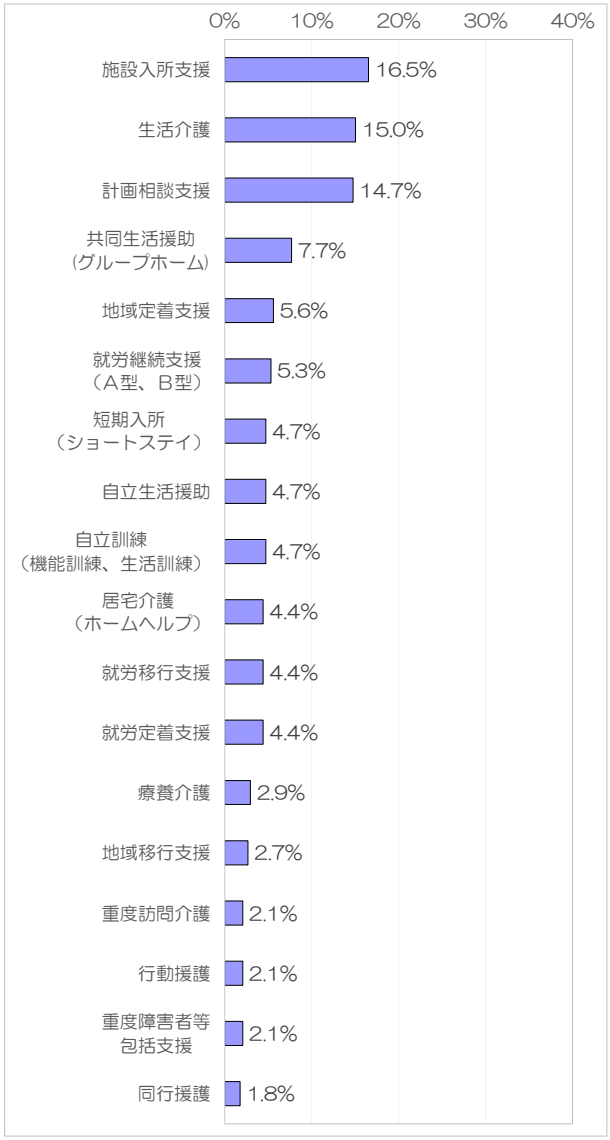

【身体】

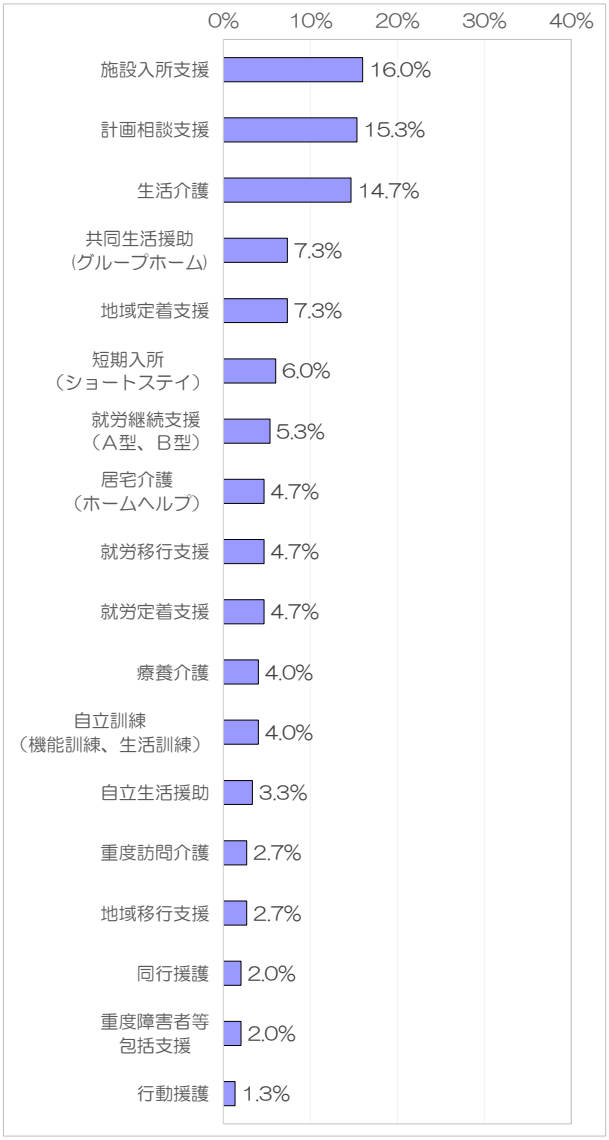

【療育】

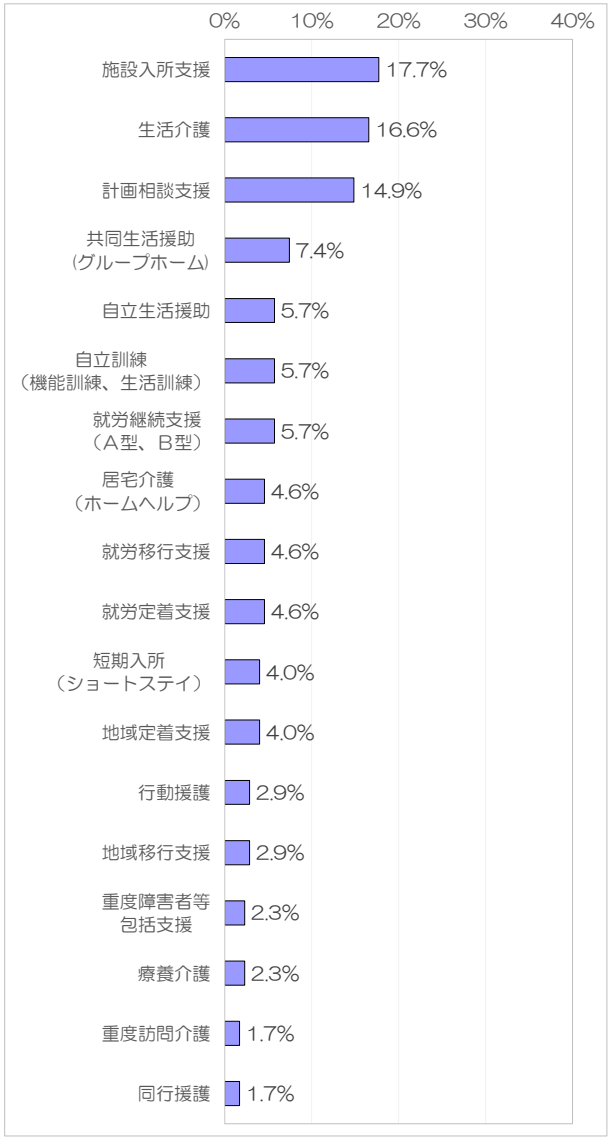
0%
10%
20%
30%
40%
施設入所支援 17.7%
生活介護 16.6%
計画相談支援 14.9%
共同生活援助（グループホーム） 7.4%
自立生活援助 5.7%
自立訓練（機能訓練、生活訓練） 5.7%
就労継続支援（A型、B型） 5.7%
居宅介護（ホームヘルプ） 4.6%
就労移行支援 4.6%
就労定着支援 4.6%
短期入所（ショートステイ） 4.0%
地域定着支援 4.0%
行動援護 2.9%
地域移行支援 2.9%
重度障害者等包括支援 2.3%
療養介護 2.3%
重度訪問介護 1.7%
同行援護 1.7%

【精神】

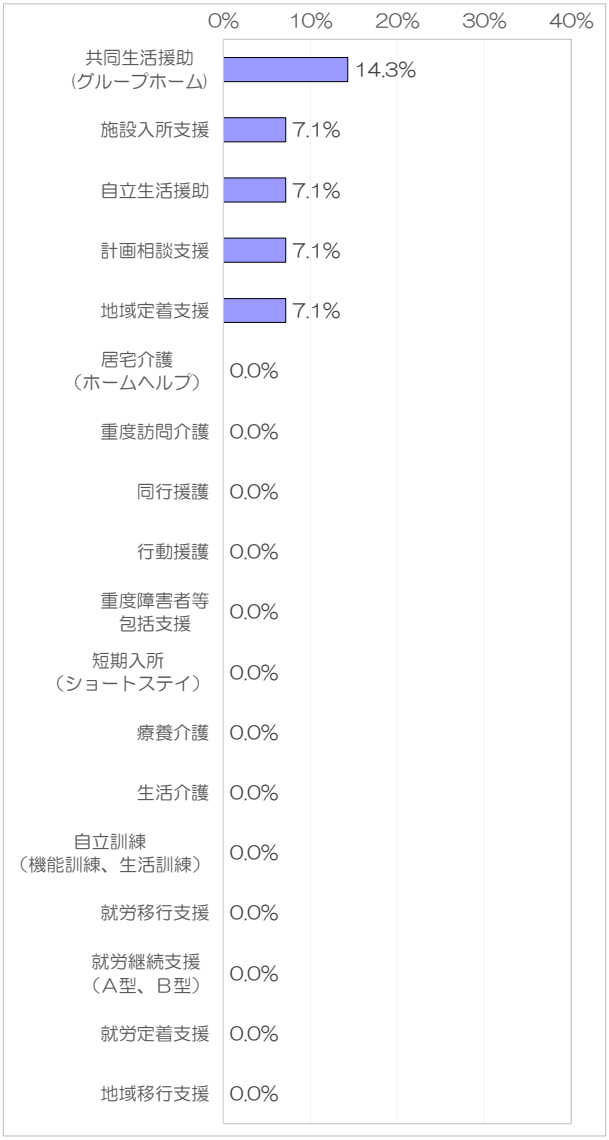
0%
10%
20%
30%
40%
共同生活援助（グループホーム） 14.3%
施設入所支援 7.1%
自立生活援助 7.1%
計画相談支援 7.1%
地域定着支援 7.1%
居宅介護（ホームヘルプ） 0.0%
重度訪問介護 0.0%
同行援護 0.0%
行動援護 0.0%
重度障害者等包括支援 0.0%
短期入所（ショートステイ） 0.0%
療養介護 0.0%
生活介護 0.0%
自立訓練（機能訓練、生活訓練） 0.0%
就労移行支援 0.0%
就労継続支援（A型、B型） 0.0%
就労定着支援 0.0%
地域移行支援 0.0%

④ 現在の暮らし

「家族と暮らしている」(50.1%)、「福祉施設で暮らしている」(18.9%)、「一人で暮らしている」(16.5%)の順となっています。

障がい種別でみると、身体及び精神は「家族と暮らしている」、療育は「福祉施設で暮らしている」が最も多くなっています。

選択肢	回答数	割合
家族と暮らしている	170	50.1%
福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている	64	18.9%
一人で暮らしている	56	16.5%
グループホームで暮らしている	26	7.7%
病院に入院している	3	0.9%
その他	2	0.6%
無回答	18	5.3%
サンプル数	339	100.0%

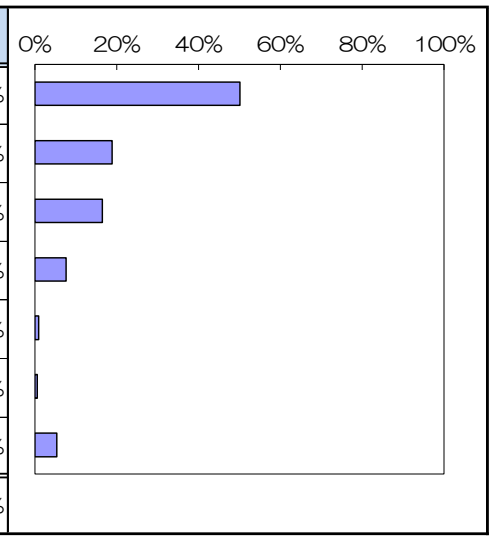

【身体】

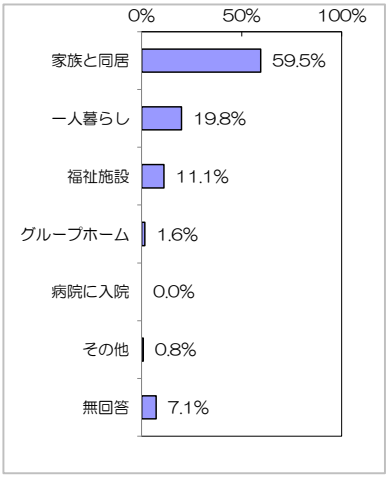

【療育】

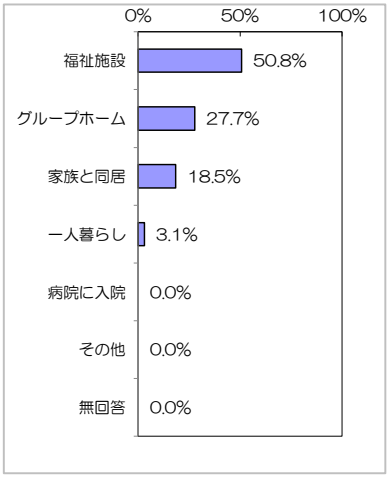

【精神】

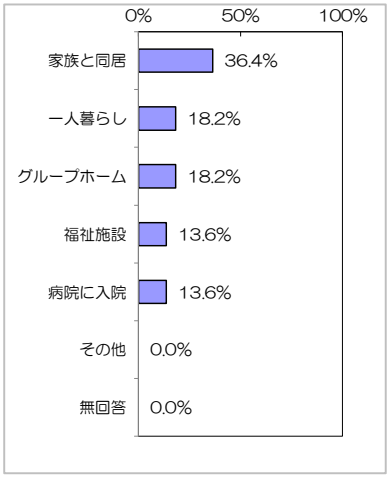

⑤ 今後 3 年以内の暮らしの希望

「家族と一緒に生活したい」(49.0%)、「福祉施設で暮らしたい」（19.2%)、「一般の住宅で一人で暮らしたい」（15.0%）の順となっています。

障がい種別でみると、身体及び精神は「家族と一緒に暮らしたい」、療育は「福祉施設で暮らしたい」が最も多くなっています。

選択肢	回答数	割合
家族と一緒に生活したい	166	49.0%
福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい	65	19.2%
一般の住宅で一人で暮らしたい	51	15.0%
グループホームなどを利用したい	27	8.0%
その他	5	1.5%
無回答	25	7.4%
サンプル数	339	100.0%

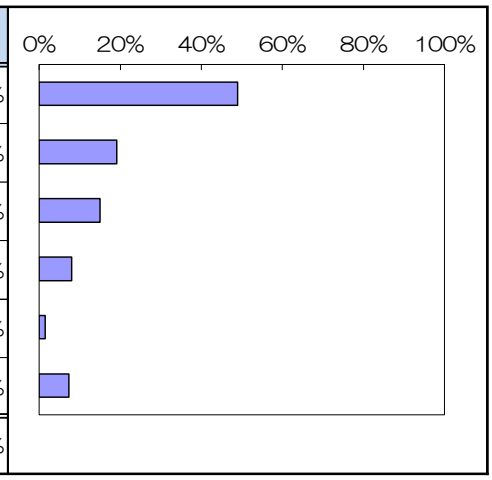

【身体】

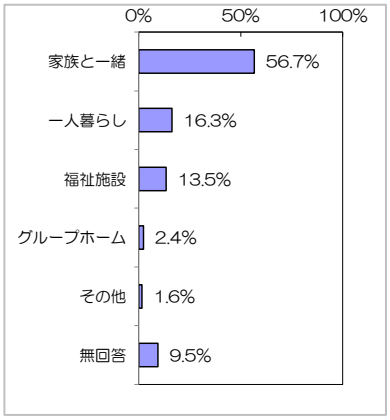

【療育】

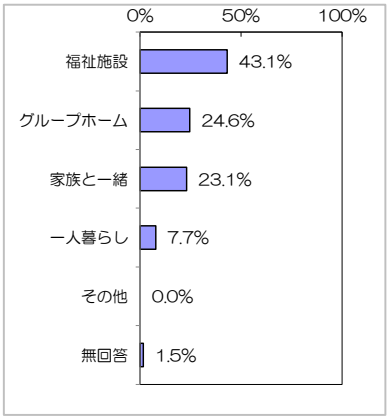

【精神】

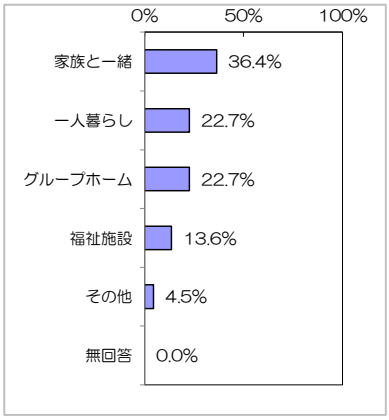

⑥ 希望する暮らしを送るために必要な支援（あてはまるもの全て選択）

「経済的な負担の軽減」(30.4%)、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(28.9%)、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」(24.8%)の順となっています。

障がい種別でみると、身体は「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、療育は「障がい者に適した住居の確保」、精神は「経済的な負担の軽減」が最も多くなっています。

選択肢	回答数	割合
経済的な負担の軽減	103	30.4%
必要な在宅サービスが適切に利用できること	98	28.9%
在宅で医療的ケアなどが適切に得られること	84	24.8%
障がい者に適した住居の確保	68	20.1%
相談対応等の充実	47	13.9%
地域住民等の理解	44	13.0%
コミュニケーションについての支援	36	10.6%
生活訓練等の充実	35	10.3%
その他	22	6.5%
無回答	69	20.4%
サンプル数	339	

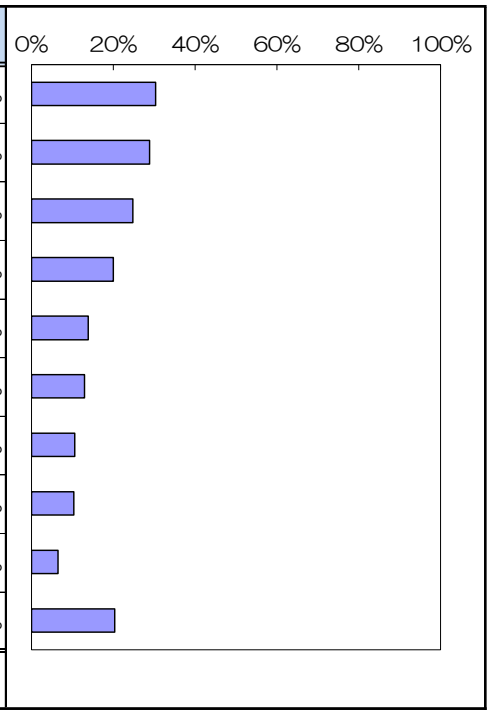

【身体】

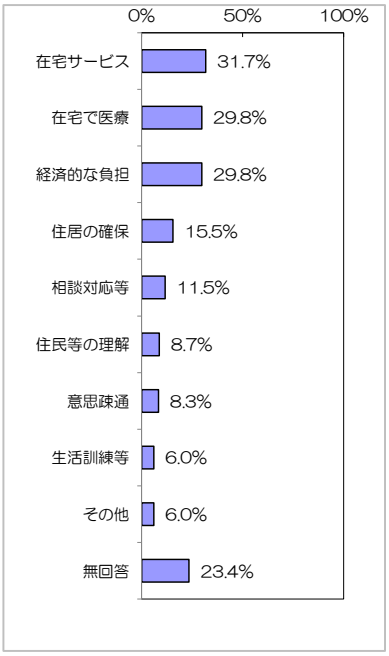

【療育】

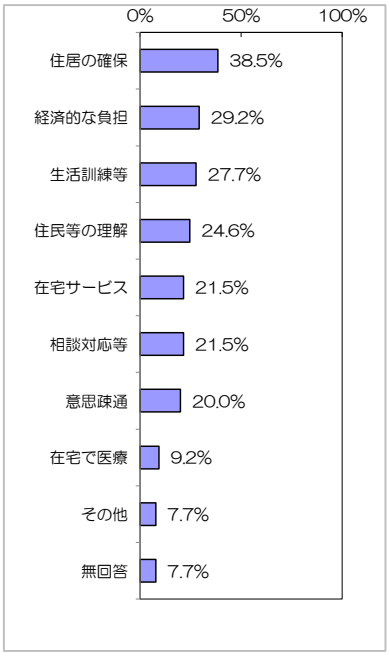

【精神】

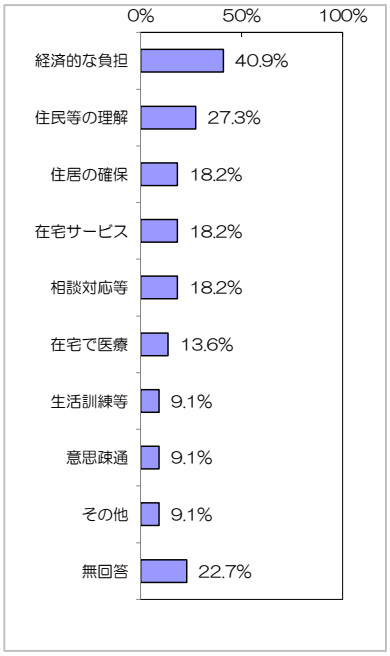

⑦ １週間にどの程度外出するか

「めったに外出しない」(12.7%)、「まったく外出しない」(8.8%)と回答した割合の合計が 21.5%となっています。

障がい種別で「めったに外出しない」、「まったく外出しない」と回答した割合の合計をみると、身体が 19.8%、療育が 29.2%、精神が 18.2%となっています。

選択肢	回答数	割合
毎日外出する	127	37.5%
１週間に数回外出する	118	34.8%
めったに外出しない	43	12.7%
まったく外出しない	30	8.8%
無回答	21	6.2%
サンプル数	339	100.0%

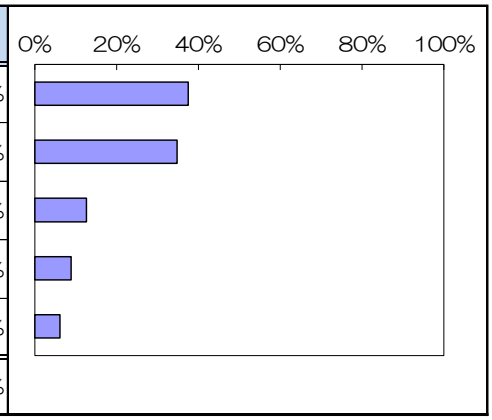

【身体】

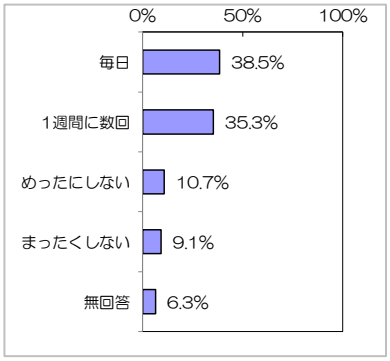

【療育】

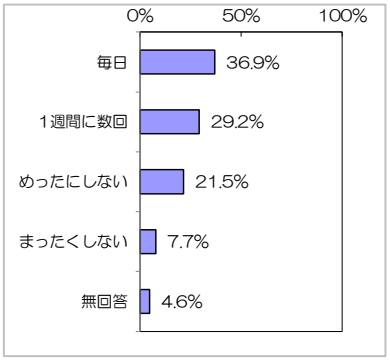

【精神】

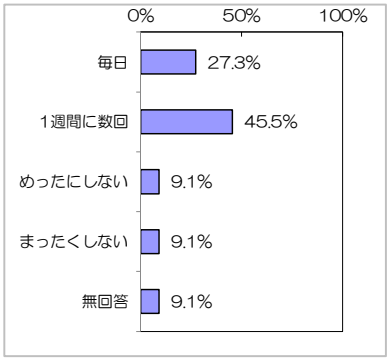

⑧ 外出する時の困りごと（あてはまるもの全て選択）

「困った時にどうすればいいのか心配」（20.8%）、「公共交通機関が少ない（ない）」（19.4%）などとなっています。

障がい種別でみると、身体は「公共交通機関が少ない（ない）」、療育は「困った時にどうすればいいのか心配」、精神は「外出にお金がかかる」が最も多くなっています。

選択肢	回答数	割合
困った時にどうすればいいのか心配	60	20.8%
公共交通機関が少ない（ない）	56	19.4%
外出先の建物の設備が不便（道路、トイレ、エレベーターなど）	37	12.8%
道路に階段や段差が多い	34	11.8%
外出にお金がかかる	31	10.8%
発作など突然の身体の変化が心配	22	7.6%
バスの乗り降りが困難	21	7.3%
周囲の目が気になる	16	5.6%
介助者が確保できない	13	4.5%
バスの乗り換えの方法がわかりにくい	10	3.5%
その他	33	11.5%
無回答	104	36.1%
サンプル数	288	

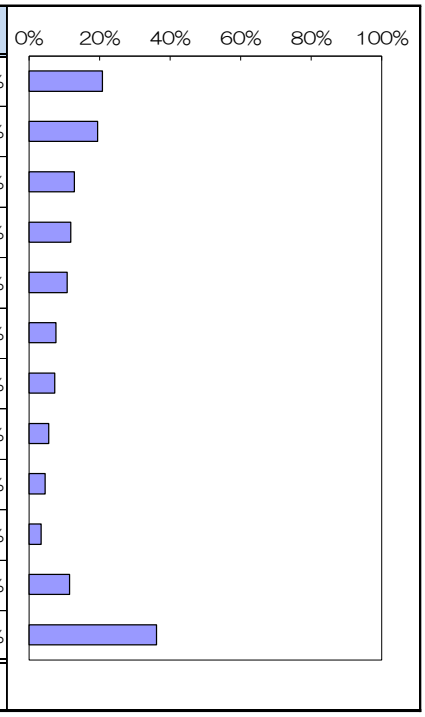

【身体】

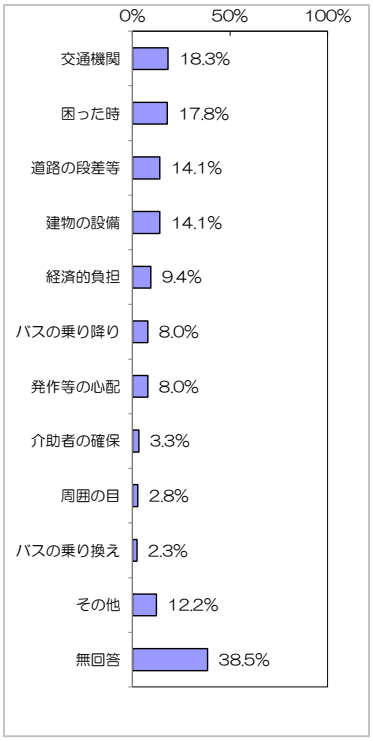

【療育】

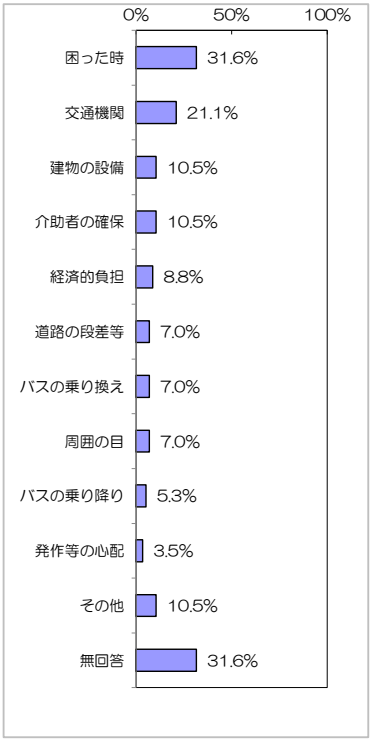

【精神】

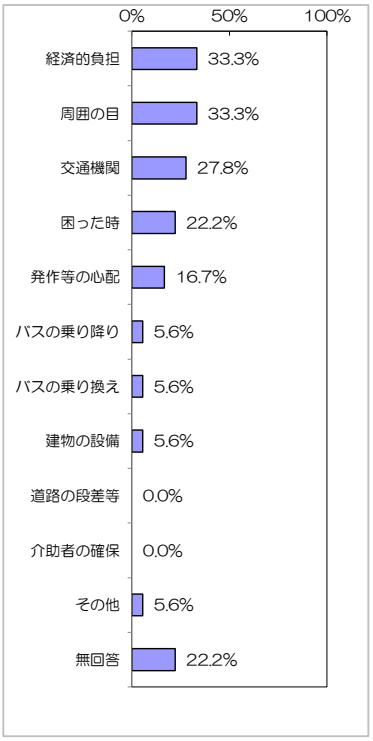

⑨ 障がい者の就労支援として必要なこと（あてはまるもの全て選択）

「職場の障がい者理解」(19.5%)、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」(18.3%)、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」(15.6%)の順となっています。

障がい種別でみると、身体は「職場の障がい者理解」、療育は「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」、精神は「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が最も多くなっています。

選択肢	回答数	割合
職場の障がい者理解	66	19.5%
職場の上司や同僚に障がいの理解があること	62	18.3%
勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること	53	15.6%
具合が悪くなった時に気軽に通院できること	48	14.2%
通勤手段の確保	36	10.6%
短時間勤務や勤務日数等の配慮	36	10.6%
職場で介助や援助等が受けられること	36	10.6%
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	25	7.4%
仕事についての職場外での相談対応、支援	25	7.4%
企業ニーズに合った就労訓練	21	6.2%
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	17	5.0%
在宅勤務の拡充	16	4.7%
その他	11	3.2%
無回答	167	49.3%
サンプル数	339	

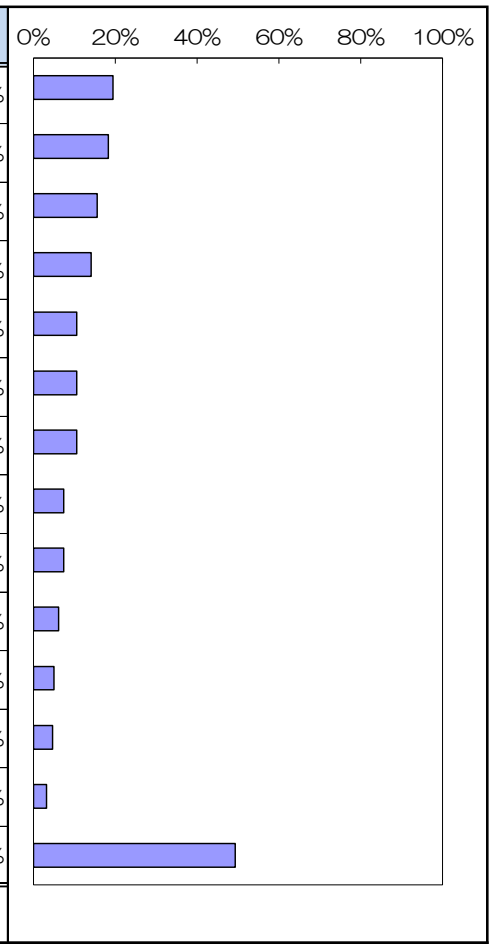

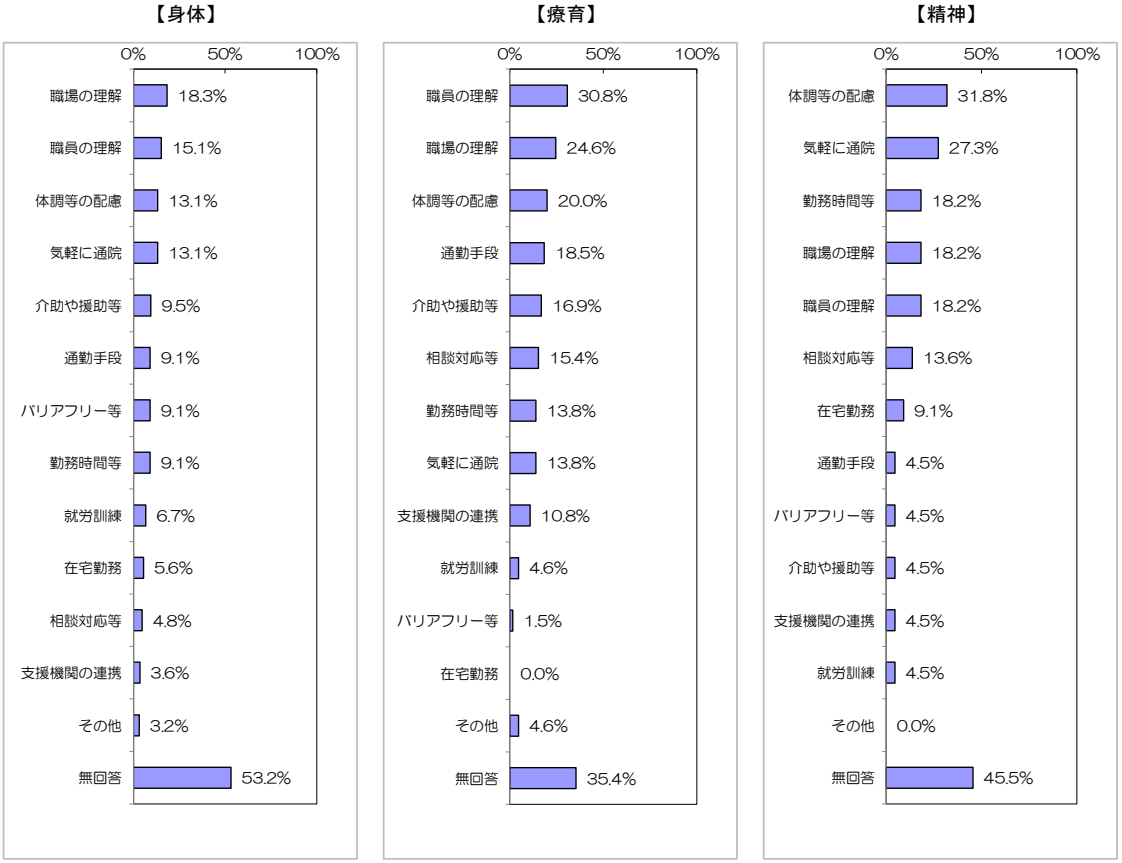

⑩ 障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験の有無

「ある」(8.0%)、「少しある」(15.0%)と回答した割合の合計が 23.0%となっています。

障がい種別で「ある」、「少しある」と回答した割合の合計をみると、身体が 16.7%、療育が 43.0%、精神が 36.4%となっています。

選択肢	回答数	割合
ある	27	8.0%
少しある	51	15.0%
ない	183	54.0%
無回答	78	23.0%
サンプル数	339	100.0%

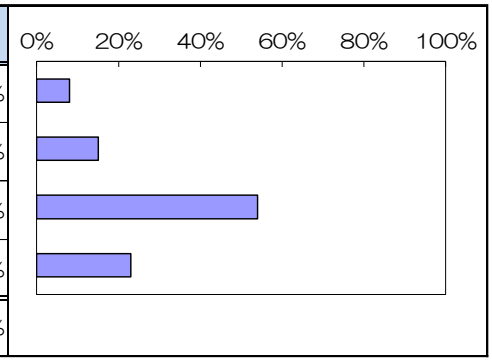

【身体】

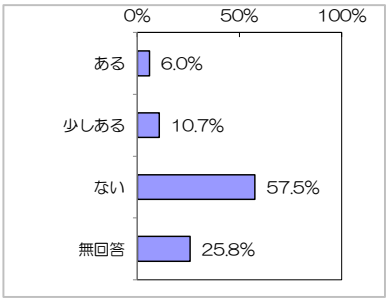

【療育】

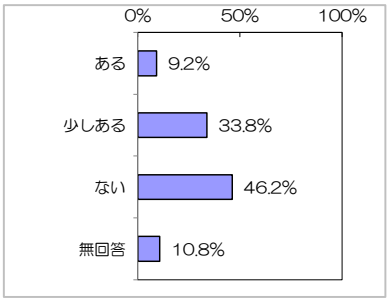

【精神】

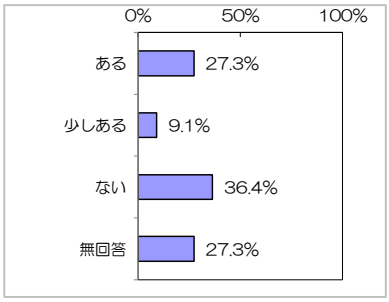

⑪ 成年後見制度の認知度

「名前も内容も知っている」が 11.8%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 15.9%、「名前も内容も知らない」が 41.0%となっています。

種がい種別でみると、身体、療育、精神のいずれも「名前も内容も知らない」が最も多くなっています。

選択肢	回答数	割合
名前も内容も知っている	40	11.8%
名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	54	15.9%
名前も内容も知らない	139	41.0%
無回答	106	31.3%
サンプル数	339	100.0%

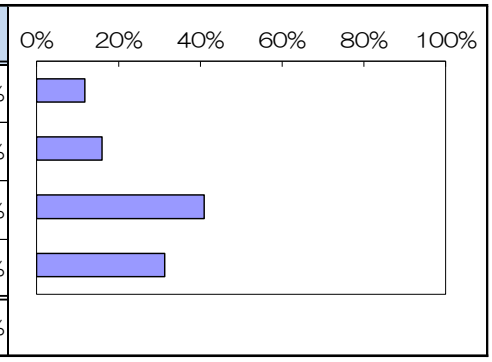

【身体】

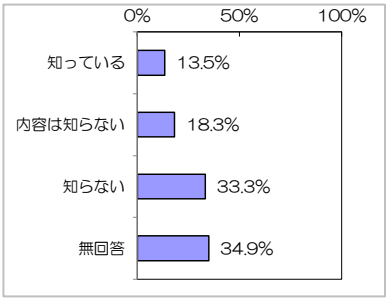

【療育】

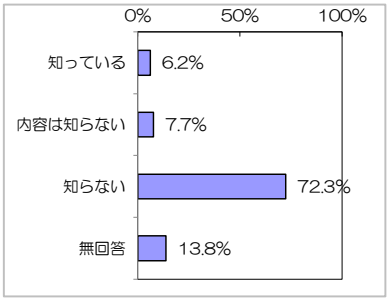

【精神】

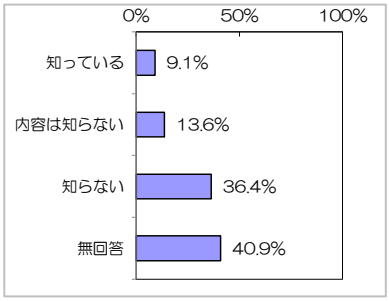

⑫ 災害時に一人で避難できるか

「できる」が 34.2%、「できない」が 30.7%、「わからない」が 18.6%となっています。

障がい種別でみると、身体は「できる」、療育は「できない」、精神は「できる」及び「わからない」が最も多くなっています。

選択肢	回答数	割合
できる	116	34.2%
できない	104	30.7%
わからない	63	18.6%
無回答	56	16.5%
サンプル数	339	100.0%

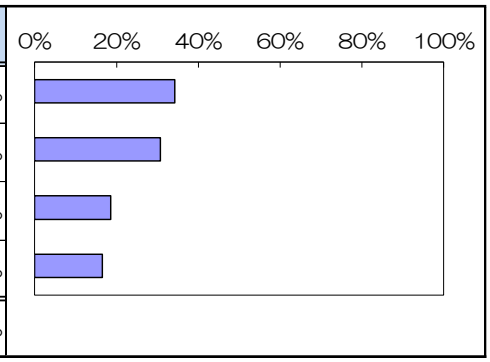

【身体】

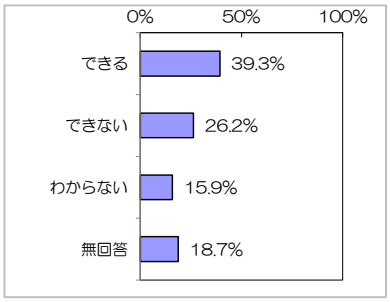

【療育】

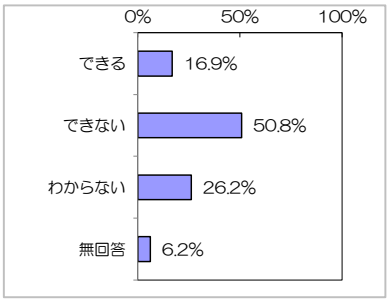

【精神】

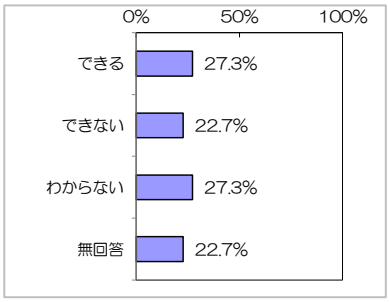

⑬ 災害時の困りごと（あてはまるもの全て選択）

「安全なところまで、迅速に避難することができない」（32.4%）、「避難場所の設置（トイレ等）や生活環境が不安」（31.6%）、「投薬や治療が受けられない」（26.0%）の順となっています。

障がい種別でみると、身体及び精神は「避難場所の設置（トイレ等）や生活環境が不安」、療育は「安全なところまで、迅速に避難することができない」が最も多くなっています。

選択肢	回答数	割合
安全なところまで、迅速に避難することができない	110	32.4%
避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安	107	31.6%
投薬や治療が受けられない	88	26.0%
救助を求めることができない	43	12.7%
被害状況、避難場所などの情報が入手できない	38	11.2%
周囲とコミュニケーションがとれない	31	9.1%
補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	30	8.8%
補装具の使用が困難になる	13	3.8%
その他	4	1.2%
特にない	59	17.4%
無回答	82	24.2%
サンプル数	339	

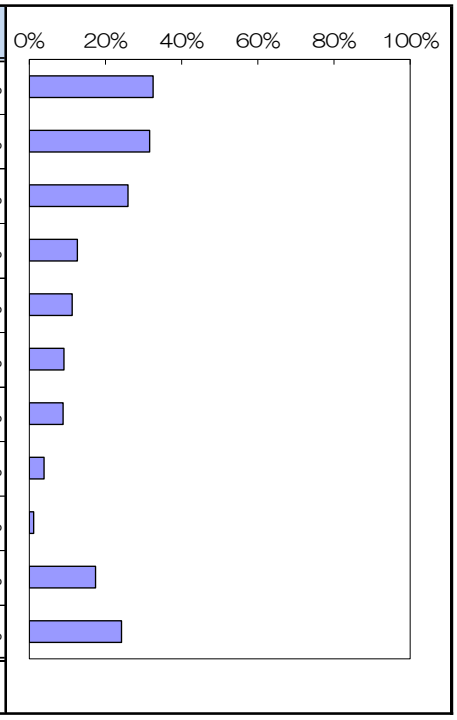

【身体】

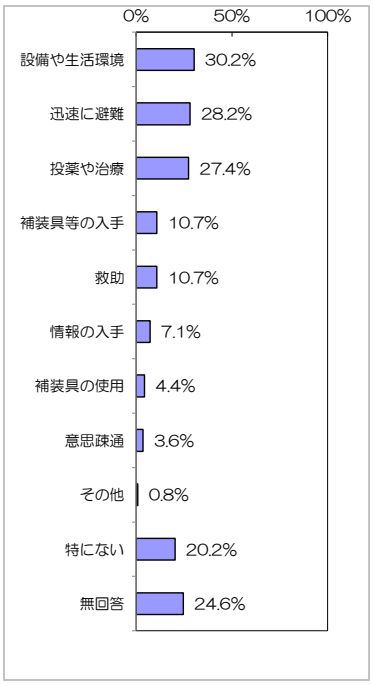

【療育】

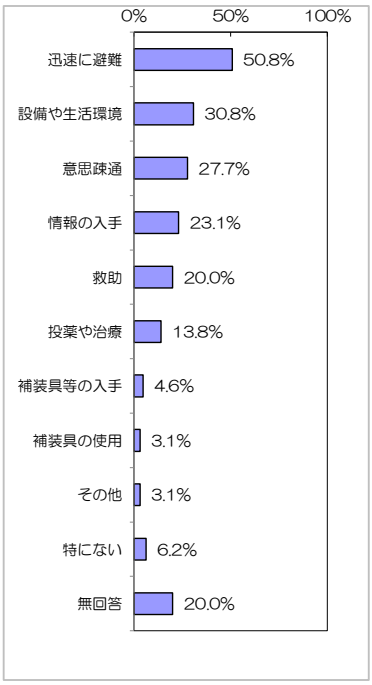

【精神】

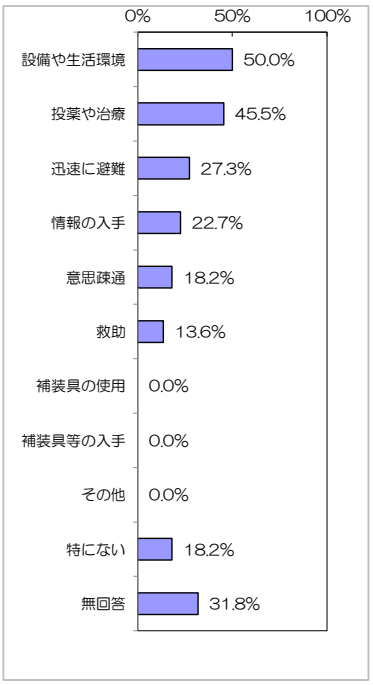

（３）保護者調査（抜粋）

① お子さんの状況

ア）年齢

選択肢	回答数	割合
０～５歳	3	21.4%
６～１２歳	11	78.6%
サンプル数	14	100.0%

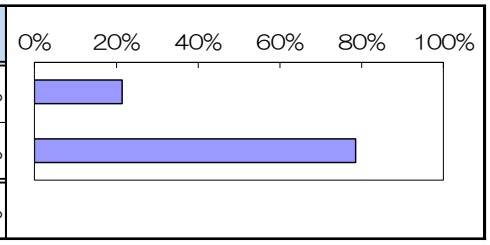

イ）発達障がい診断の有無

選択肢	回答数	割合
ある	10	71.4%
ない	4	28.6%
サンプル数	14	100.0%

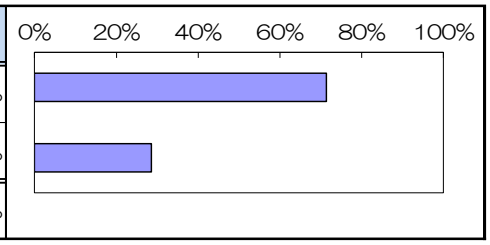

ウ）医療機関の通院頻度

選択肢	回答数	割合
週１回位	1	7.1%
月２回から３回位	1	7.1%
月１回位	3	21.4%
定期的には通院していない	9	64.3%
サンプル数	14	100.0%

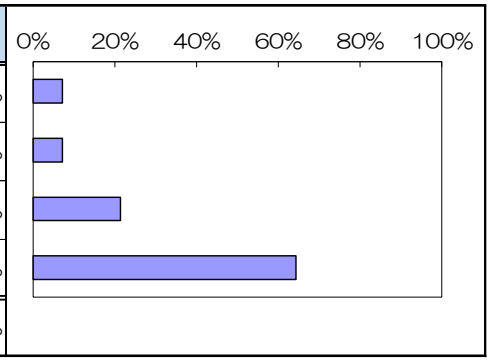

② 現在利用しているサービス

「放課後等デイサービス」及び「保育所等訪問支援」が最も多くなっています。

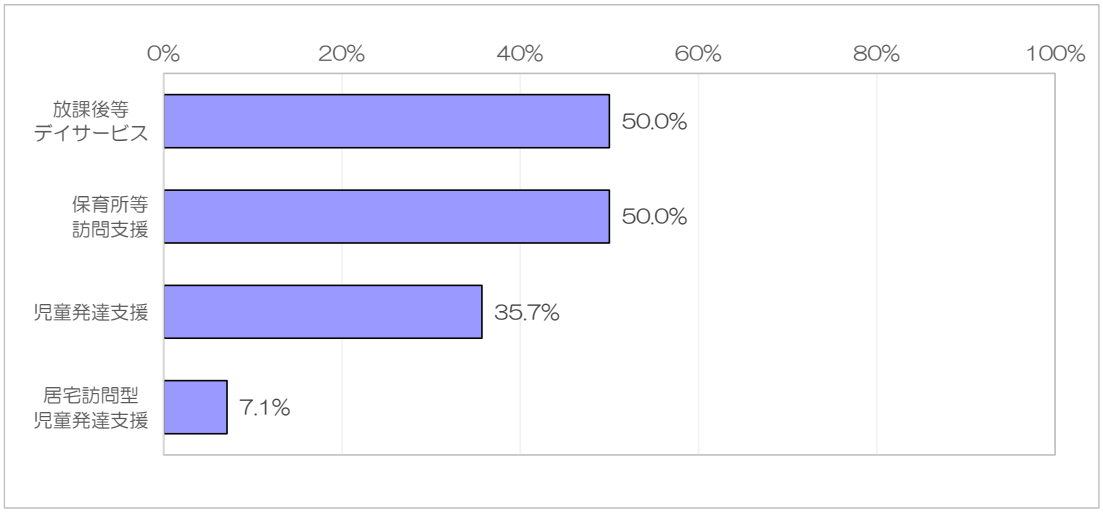

③ 今後利用したいサービス

「放課後等デイサービス」が最も多く、次いで「保育所等訪問支援」となっています。

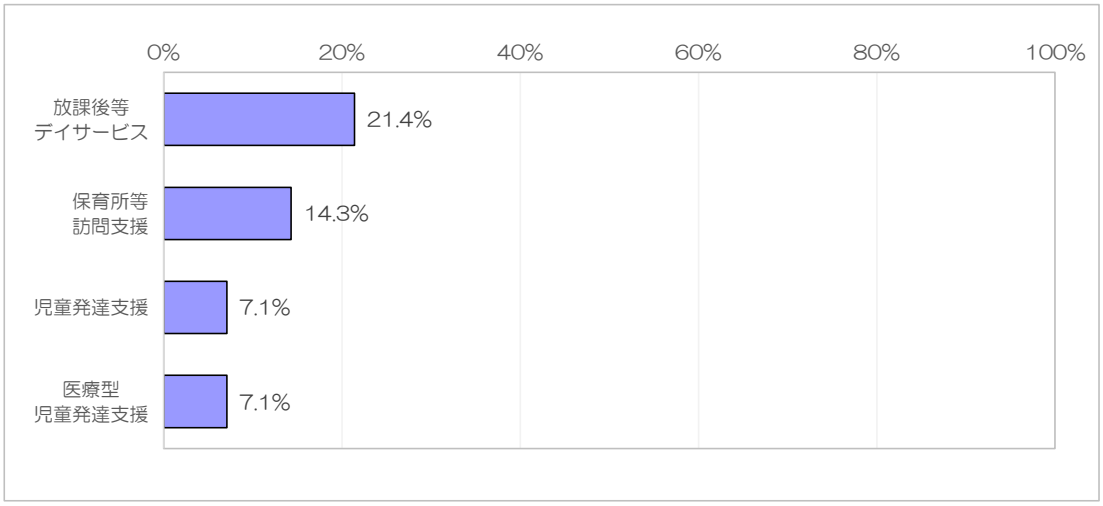

④ 福祉サービスを利用する上での困りごと（あてはまるもの全て選択）

「手続が面倒である」（21.4%）、「お子さまが障がい程度や希望に合ったサービスが受けられない」「定員いっぱいで施設に入所や通所ができない」（14.3%）などとなっています。

選択肢	回答数	割合
手続が面倒である	3	21.4%
お子さまが障がい程度や希望に合ったサービスが受けられない	2	14.3%
定員がいっぱいで施設に入所や通所ができない	2	14.3%
サービスの質が低い	1	7.1%
医療的ケアが受けられない	1	7.1%
通いにくい（遠い、交通手段がない）	1	7.1%
お子さまが他の利用者や職員になじめない	1	7.1%
利用料が高い	0	0.0%
サービス内容に関する情報が少ない	0	0.0%
サービス利用に関する相談相手がいない	0	0.0%
その他	2	14.3%
困っていることはない	5	35.7%
無回答	1	7.1%
サンプル数	14	

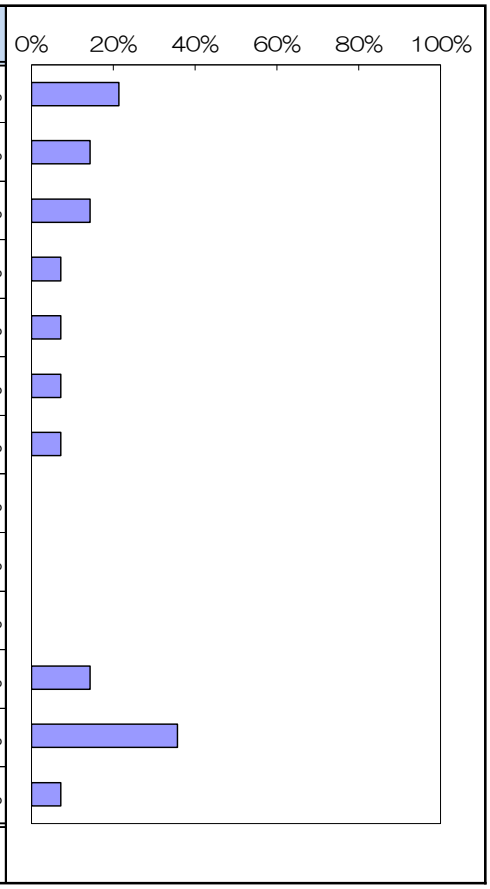

⑤ 今後必要な取組（あてはまるもの全て選択）

「相談体制の充実」(64.3%)、「保健福祉の専門的な人材育成と資質向上」、「差別や偏見をなくす教育や広報活動の充実」(57.1%)などとなっています。

選択肢	回答数	割合
相談体制の充実	9	64.3%
保健福祉の専門的な人材育成と資質向上	8	57.1%
差別や偏見をなくす教育や広報活動の充実	8	57.1%
サービス利用手続きの簡素化	7	50.0%
保健・医療・福祉の在宅サービスの充実	6	42.9%
個性を生かした保育・教育内容の充実	6	42.9%
行政からの情報提供の充実	5	35.7%
リハビリ・訓練などの通所施設の整備	4	28.6%
トイレなど利用しやすい公共施設の整備やバリアフリーに対応した施設への改善	3	21.4%
災害時の避難誘導体制の整備	3	21.4%
医師や専門職員による訪問指導の充実	2	14.3%
仲間が集まることができる場の確保	2	14.3%
参加しやすいサークル、文化活動等の充実	1	7.1%
ボランティア活動の育成	1	7.1%
重度の人のための入所施設の整備	1	7.1%
職業訓練の充実や働く場所の確保	1	7.1%
住民同士がふれあう機会や場の充実	1	7.1%
交通機関の充実	1	7.1%
道路・建物などの整備・改善	0	0.0%
公営住宅、グループホーム等生活の場の確保	0	0.0%
その他	2	14.3%
無回答	0	0.0%
サンプル数	14	

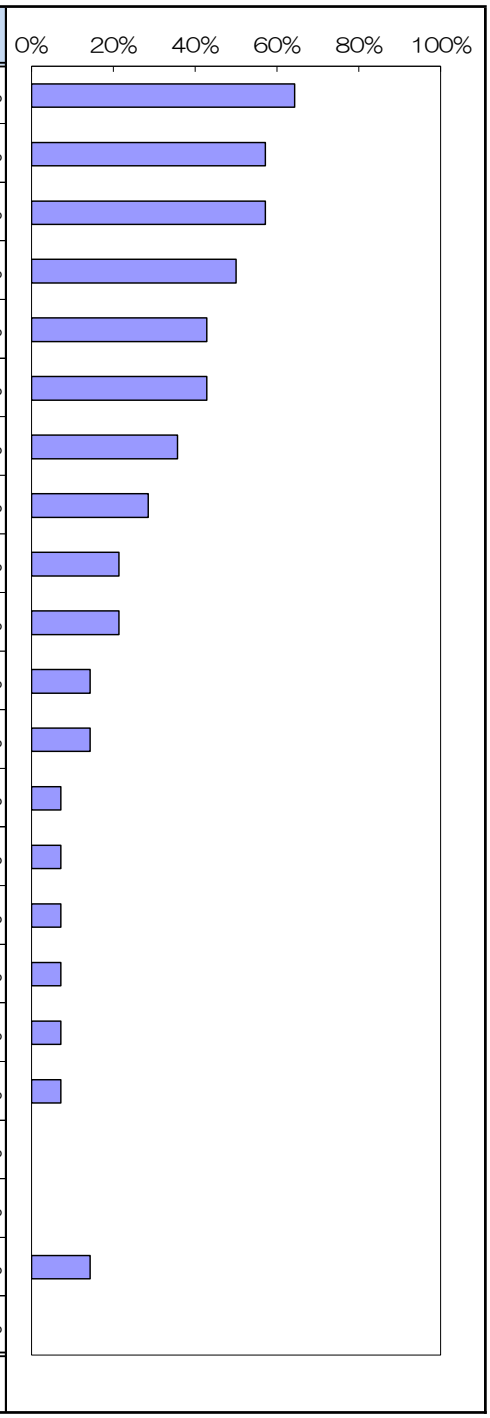

（４）事業所調査結果（抜粋）

① サービス利用者の推移

「増加すると見込んでいる」が 55.9%となっています。

選択肢	回答数	割合
増加すると見込んでいる	19	55.9%
横ばいであると見込んでいる	12	35.3%
減少すると見込んでいる	1	2.9%
わからない	2	5.9%
サンプル数	34	100.0%

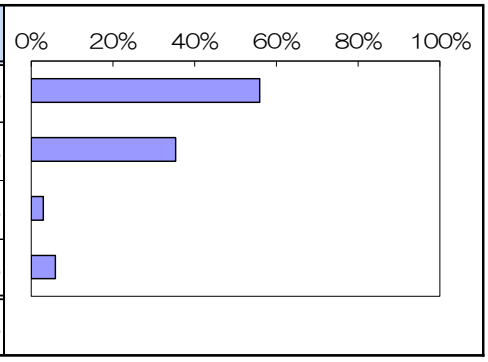

② 事業規模の意向

「事業を拡大する」が 26.5%となっています。

選択肢	回答数	割合
事業を拡大する	9	26.5%
事業を維持する	21	61.8%
わからない	4	11.8%
サンプル数	34	100.0%

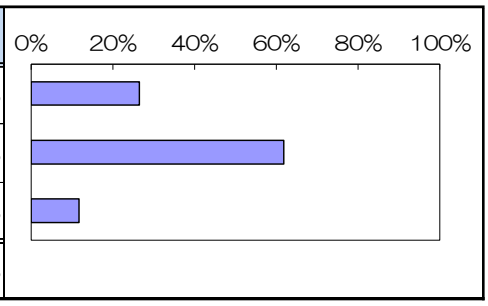

③ 必要とする支援（あてはまるもの全て選択）

「財政面での支援」、「行政との情報共有」が最も多くなっています。

選択肢	回答数	割合
財政面での支援	21	61.8%
行政との情報共有	21	61.8%
事業運営に必要な情報提供	20	58.8%
職員の研修、職業訓練への支援	14	41.2%
障がい者福祉に対する住民理解を得るための周知、啓発	11	32.4%
その他	2	5.9%
無回答	1	2.9%
サンプル数	34	

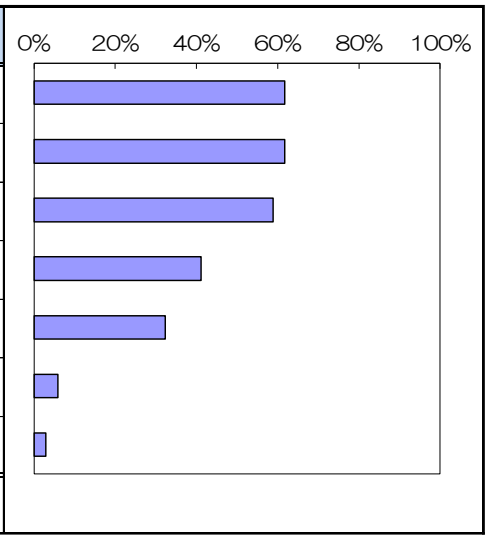

第３章　第５期計画等の実施状況

第５期障害福祉計画において定めた５つの成果目標及び各活動指標の実施状況と達成に向けた取組、その評価と今後の方向性については以下のとおりです。

注）令和２年度実績は、令和２年 11 月現在の数値となっています。以降も同様です。

１　成果目標の実施状況

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

「地域生活移行者」については、目標達成が困難な状況となっています。認定調査や計画相談等の機会を捉えて、施設入所者の地域移行の可能性や意向の把握に努めましたが、令和２年度実績は０人となっています。

「施設入所者の削減」については、１人削減となっており、目標を達成できる見込みとなっています。

目標	実績
【地域生活移行者】 令和２年度末に、平成 28 年度末時点の施設入所者（31 人）のうち３人が地域生活へ移行する。	０人 目標対比▲３人
【施設入所者の削減】 令和２年度末に、平成 28 年度末時点の施設入所者（31 人）を維持する。	30 人 目標対比+1 人

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

熊毛圏域において、協議の場を共同設置しています。

目標	実績
【協議の場の設置】 令和２年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を、本町を含む熊毛圏域にて共同設置する。	設置済み

（３）地域生活支援拠点等の整備

令和２年度中に、町単独で地域生活拠点支援を整備する予定となっています。

目標	実績
【地域生活支援拠点等の整備】 令和 ２ 年度末までに１つを本町単独若しくは熊毛圏域に整備する。	令和２年度中に町単独で整備予定

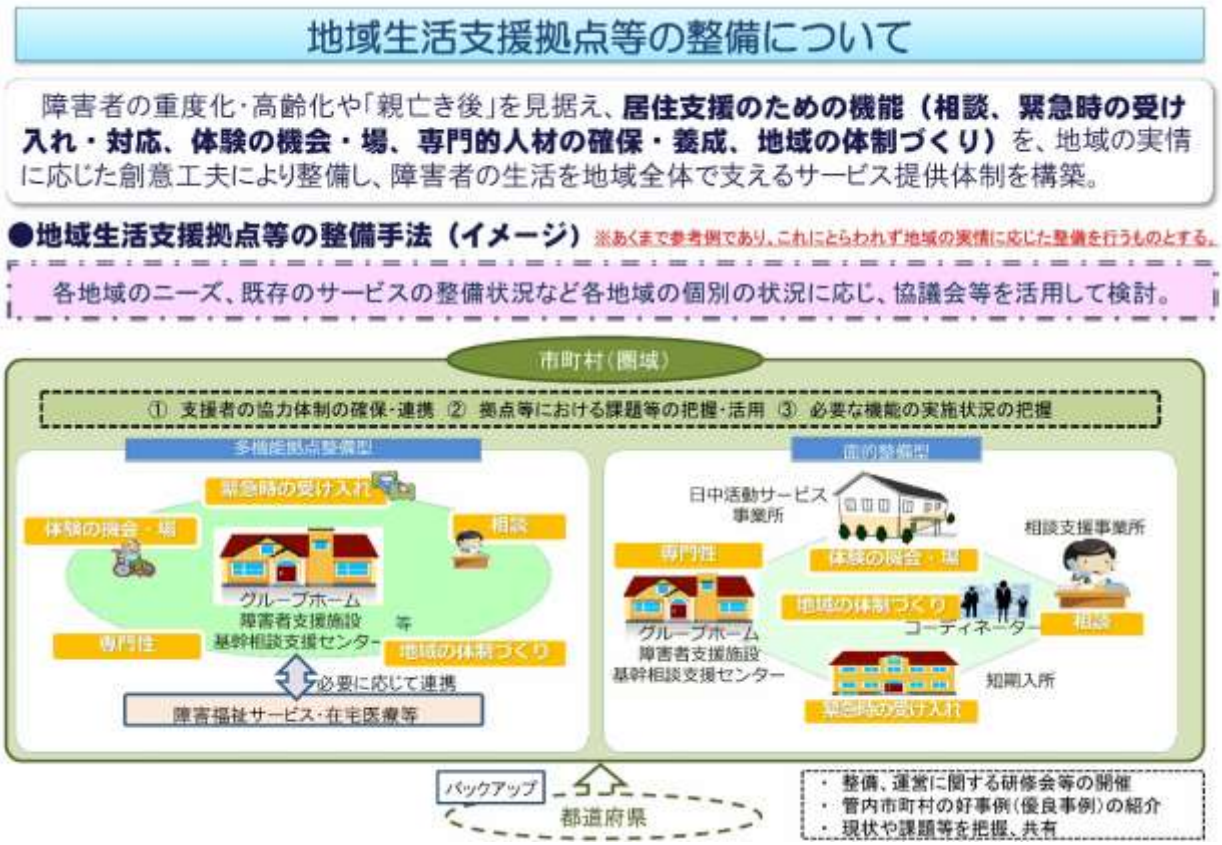

出典：厚生労働省資料

（４）福祉施設から一般就労への移行等

「一般就労移行者」は令和２年度 11 月現在０人となっており、目標達成が困難な状況となっています。一般就労移行希望者に対する支援を関係機関と連携しながら行い、より多くの方が一般就労に移行できるように努めます。

「就労移行支援事業の利用者数」は令和２年度 11 月現在１人となっています。一般就労へつながるサービスであることから、本人のニーズを踏まえながらサービス利用者の拡充を図ります。

目標	実績
【一般就労移行者】 令和２年度中の一般就労への移行者を５人とする。	０人 目標対比▲５人
【就労移行支援事業の利用者数】 令和２年度における就労移行支援事業の利用者を２人とする。	１人 目標対比▲１人

（５）障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

「児童発達支援センターの設置」については町単独で設置済みとなっています。

また、「保育所等訪問支援の利用体制構築」についても支援体制構築済みとなっています。

目標	実績
【児童発達支援センターの設置】 令和２年度末までに、少なくとも１か所以上を設置する。	町単独で設置済み
【保育所等訪問支援の利用体制構築】 保育所等訪問支援体制の構築を図る。	支援体制構築済み

② 医療的ニーズへの対応

「重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの整備」については未整備となっていますが、令和５年度末までに町単独で整備します。

「関係機関等が連携を図るための協議の場」については平成 30 年度末までの設置には至りませんでしたが、令和５年度末までに町単独で設置します。

目標	実績
【重症心身障がい児を支援する事業所の整備】 令和 2 年度までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを整備する。	未設置 令和５年度末までに 町単独で整備予定
【協議の場の設置】 平成 30 年度までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。	未設置 令和５年度末までに 町単独で設置予定

２　活動指標の状況

活動指標は、その進捗状況について定期的に状況確認を行うべき指標として定めているもので、（１）障害福祉サービス、（２）障害児通所支援・障害児相談支援事業の実施状況は以下のとおりです。

（１）障害福祉サービス

① 訪問系サービス

種類		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
居宅介護 重度訪問介護	計画	７人 68 時間	７人 68 時間	７人 68 時間
行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護	実績	６人 81 時間	７人 91 時間	７人 146 時間

※ 令和 2 年度は 11 月現在の実績

② 日中活動系サービス

種類		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
生活介護	計画	37 人	814 人日	39 人	858 人日	41 人	902 人日
	実績	37 人	888 人日	38 人	868 人日	39 人	824 人日
自立訓練（機能訓練）	計画	１人	20 人日	１人	20 人日	１人	14 人日
	実績	１人	14 人日	０人	０人日	０人	０人日
自立訓練（生活訓練）	計画	１人	20 人日	１人	20 人日	１人	20 人日
	実績	０人	０人日	０人	０人日	０人	０人日
就労移行支援	計画	２人	20 人日	２人	20 人日	２人	20 人日
	実績	１人	21 人日	０人	０人日	１人	21 人日
就労継続支援（Ａ型）	計画	３人	66 人日	３人	66 人日	３人	66 人日
	実績	２人	34 人日	２人	22 人日	１人	22 人日
就労継続支援（Ｂ型）	計画	40 人	800 人日	40 人	800 人日	40 人	800 人日
	実績	34 人	676 人日	41 人	729 人日	43 人	770 人日
就労定着支援	計画	０人		０人		１人	
	実績	０人		０人		０人	
療養介護	計画	５人		６人		６人	
	実績	５人		４人		４人	
短期入所（福祉型）	計画	２人	10 人日	２人	10 人日	２人	10 人日
	実績	２人	20 人日	２人	27 人日	２人	11 人日
短期入所（医療型）	計画	０人	０人日	０人	０人日	０人	０人日
	実績	０人	０人日	０人	０人日	０人	０人日

③ 居住系サービス

種類		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
自立生活援助	計画	０人	２人	２人
	実績	０人	０人	０人
共同生活援助	計画	36 人	36 人	38 人
	実績	45 人	41 人	36 人
施設入所支援	計画	30 人	31 人	32 人
	実績	31 人	29 人	30 人

④ 相談支援

種類		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
計画相談支援	計画	19 人	20 人	21 人
	実績	17 人	17 人	８人
地域移行支援	計画	２人	２人	２人
	実績	０人	０人	０人
地域定着支援	計画	１人	１人	１人
	実績	０人	０人	０人

（２）障害児通所支援・障害児相談支援事業

種類		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
児童発達支援	計画	８人	120 人日	10 人	150 人日	10 人	150 人日
	実績	10 人	102 人日	10 人	63 人日	14 人	122 人日
医療型児童発達支援	計画	０人	０人日	０人	０人日	０人	０人日
	実績	０人	０人日	０人	０人日	０人	０人日
放課後等デイサービス	計画	６人	60 人日	８人	80 人日	８人	80 人日
	実績	９人	65 人日	12 人	39 人日	19 人	118 人日
保育所等訪問支援	計画	２人	２人日	３人	３人日	４人	４人日
	実績	４人	６人日	６人	16 人日	20 人	20 人日
居宅型児童発達支援	計画	０人	０人日	０人	０人日	１人	10 人日
	実績	０人	０人日	０人	０人日	０人	０人日
障害児相談支援	計画	５人		６人		６人	
	実績	６人		７人		９人	
コーディネーターの配置人数	計画	０人		１人		１人	
	実績	０人		０人		０人	

第４章　基本的理念等

１　基本的理念

第６期障害福祉計画及び第２期障害児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、以下の７点を基本的理念とします。

（１）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

（２）障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスの対象となる障がい者等に対してサービスの充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続きサービスの※均てん化を図ります。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていること、難病患者等（障害者総合支援法で定める対象疾病）についても障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることを、引き続き周知し障害福祉サービスの活用を促します。

（３）入所等から地域生活への移行等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障害福祉事業所等の地域資源と共に提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があります。例えば、重度化・高齢化した障がい者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。

※均てん化：障害福祉サービス等の地域格差をなくし、全国どこでも等しくサービスを受けられるようにすること

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

（５）障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続き障がい児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

（６）障害福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。

そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者と協力して取り組んでいきます。

（７）障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援する必要があります。

特に、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

２　障害福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービス等の提供体制の確保にあたっては、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の基本的理念を踏まえ、下記の点に配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

１　必要とされる訪問系サービスの保障
２　希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
３　グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
４　福祉施設から一般就労への移行等
５　強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実
６　依存症対策の推進

３　相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、下記の点に配慮し、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築を図っていきます。

１　相談支援体制の構築
２　地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
３　発達障がい者等に対する支援
４　協議会の設置等

４　障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児支援については、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図り、障がい児及びその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を下記の点に配慮し、進めていきます。

１　地域支援体制の構築
２　保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
３　地域社会への参加・包容の推進
４　特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
５　障がい児相談支援の提供体制の確保

５　事業の全体像

（１）自立支援給付（障害者総合支援法）

- 訪問系サービス
  - ◎ 居宅介護
  - ◎ 重度訪問介護
  - ◎ 同行援護
  - ◎ 行動援護
  - ◎ 重度障害者等包括支援
- 日中活動系サービス
  - ◎ 生活介護
  - ◎ 自立訓練（機能訓練）
  - ◎ 自立訓練（生活訓練）
  - ◎ 就労移行支援
  - ◎ 就労継続支援（Ａ型）
  - ◎ 就労継続支援（Ｂ型）
  - ◎ 就労定着支援
  - ◎ 療養介護
  - ◎ 短期入所（福祉型、医療型）
- 居住系サービス
  - ◎ 自立生活援助
  - ◎ 共同生活援助
  - ◎ 施設入所支援
- 相談支援
  - ◎ 計画相談支援
  - ◎ 地域移行支援
  - ◎ 地域定着支援

（２）地域生活支援事業（障害者総合支援法）

- 地域生活支援事業
  - ◎ 理解促進研修・啓発事業
  - ◎ 自発的活動支援事業
  - ◎ 相談支援事業
  - ◎ 成年後見制度利用支援事業
  - ◎ 成年後見制度法人後見支援事業
  - ◎ 意思疎通支援事業
  - ◎ 日常生活用具給付等事業
  - ◎ 手話奉仕員養成研修事業
  - ◎ 移動支援事業
  - ◎ 地域活動支援センター
  - ◎ その他の事業

（３）障害児通所支援・障害児相談支援（児童福祉法）

- 障害児通所支援等
  - ◎ 児童発達支援
  - ◎ 医療型児童発達支援
  - ◎ 放課後等デイサービス
  - ◎ 保育所等訪問支援
  - ◎ 居宅訪問型児童発達支援
  - ◎ 福祉型障害児入所施設
◎ 医療型障害児入所施設
  - ◎ 障害児相談支援

第５章　障害福祉サービス等の提供体制に係る目標

１　福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点で福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する者を見込み、その上で、令和５年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

国の基本指針
令和元年度末時点の施設入所者数の６%以上が地域生活へ移行するとともに、これに合わせて令和５年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減することを基本指針とします。

町の目標設定の考え方
国の基本指針に基づいて、本計画では、6%以上（2 人以上）を地域生活に移行するとしていることから、本町の実情を考慮し、地域生活移行人数の目標設定を２人とします。 また、国の基本指針に基づいて、本計画では、施設入所者の 1.6%以上（1 人以上）を削減するとしていることから、本町の実情を考慮し、削減数の目標設定を１人とします。

項目	人数	考え方
施設入所者	29 人	令和元年度末の施設入所者
目標年度の地域移行者	２人 6.9%	施設入所からグループホーム等への移行見込み
目標年度の施設入所者	28 人	令和５年度末の施設入所者
削減見込み	１人 3.4%	

２　地域生活支援拠点等が有する機能の充実

相談、体験の機会や場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等を行う地域生活支援拠点等について、令和５年度末までに町又は圏域に１つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討することを基本とします。

国の基本指針
令和５年度末までに、各市町村又は各圏域に１つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討することを基本指針とします。

町の目標設定の考え方			
令和２年度末までに地域生活支援拠点等を１か所町単独で整備します。また、年１回以上運用状況を検証及び検討します。			
令和５年度末の整備箇所数	整備形態	整備目標年度	１年間の運用状況検証・検討の回数
１か所整備予定	町単独整備	令和２年度	１回

３　福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、一般就労に移行する人数の目標値を設定します。また、この目標値を達成するため、就労移行支援事業、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型の利用者数の目標値を設定します。さらに、一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者の割合を７割以上、就労定着率８割以上の就労定着支援事業所を７割以上とすることを基本とします。

国の基本指針
令和５年度中に一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.27 倍以上にするとともに、令和５年度の就労移行支援事業、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型の利用者数の目標値を設定します。また、一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者の割合を７割以上、就労定着率８割以上の就労定着支援事業所を７割以上とすることを基本指針とします。

町の目標設定の考え方
国の基本指針に基づくと、令和５年度中に一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上（1人）、一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者の割合を７割以上、就労定着率８割以上の就労定着支援事業所を７割以上となりますが、本町の実情を考慮し、一般就労への移行者数を２人、また、この目標値を達成するため、令和５年度の就労移行支援事業利用者を２人、就労継続支援Ａ型事業利用者を３人、就労継続支援Ｂ型事業利用者を50人と設定します。 さらに、一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者の割合を100%として設定します。なお、本町には就労定着支援事業所は整備されてないことから、就労定着率については設定しません。

項目	人数	考え方
一般就労移行者数	０人	令和元年度実績
目標年度の一般就労移行者	２人	令和５年度一般就労移行者
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	２人	令和５年度
目標年度の就労継続支援Ａ型事業の利用者数	３人	令和５年度
目標年度の就労継続支援Ｂ型事業の利用者数	50人	令和５年度
一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者の割合	100%	令和５年度

４　障がい児支援の提供体制の整備等

（１）児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを町に少なくとも１か所以上設置することを基本とします。また、町で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とします。

国の基本指針
令和５年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１か所以上設置することを基本とする。また、令和５年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本指針とします。

町の目標設定の考え方		
本町では既に児童発達支援センターを設置しています。また、保育所等訪問支援を利用できる体制も既に確保しています。		
令和５年度末の児童発達支援センター整備箇所数	児童発達支援センター設置形態	令和５年度末の保育所等訪問支援を利用できる体制確保
１か所整備済み	町単独設置	確保有

（２）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和５年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を町又は圏域に１カ所以上確保することを基本とします。

国の基本指針
重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和５年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村又は圏域に少なくとも１カ所以上確保することを基本指針とします。

① 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保

町の目標設定の考え方	
令和５年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を１か所、町単独で確保します。	
令和５年度末の整備箇所数	確保形態
１か所整備済み	町単独確保

② 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

町の目標設定の考え方	
令和５年度末までに主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスを１か所、町単独で確保します。	
令和５年度末の整備箇所数	確保形態
１か所整備済み	町単独確保

（３）医療的ケア児のための協議の場の設置等

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和５年度末までに、県、圏域及び市町において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

国の基本指針
医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和５年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本指針とします。

① 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置

町の目標設定の考え方	
令和５年度末までに関係機関等が連携を図るための協議の場を町単独で設置します。	
令和５年度末の設置見込み	設置形態
未設置 令和５年度までに設置予定	町単独設置

② コーディネーターの配置

町の目標設定の考え方	
令和５年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを町単独で配置します。	
令和５年度末の配置見込み	配置形態
配置なし 令和５年度までに配置予定	町単独配置

５　相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和５年度末までに、市町又は圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とします。

国の基本指針
相談支援体制を充実・強化するため、令和５年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本指針とします。 これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討します。

町の目標設定の考え方	
令和５年度末までに総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を町単独で確保します。	
令和５年度末の構築見込み	確保形態
構築なし 令和５年度までに構築予定	町単独確保

６　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和５年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組（障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町村との共有）に関する事項を実施する体制を構築することを基本とします。

国の基本指針
利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和５年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本指針とします。

① サービスの質の向上を図るための体制の構築

町の目標設定の考え方
令和 5 年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。
令和 5 年度末の構築見込み
構築なし 令和５年度までに構築予定

② サービス等の質を向上させるための取組

町の目標設定の考え方				
令和 5 年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための下記取組を実施します。				
令和 5 年度末の各種研修への職員の参加	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果		指導監査結果の関係市町村との共有	
	令和 5 年度末の共有体制	令和 5 年度末の事業所等との共有の実施	令和 5 年度末の共有体制	令和 5 年度末の関係自治体との共有の実施
１人	体制有	１回	体制有	１回

第６章　障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み

本計画における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障がい児を対象とした障がい児通所支援等事業について、サービス及び事業の見込量を、定期的な状況確認を行う「活動指標」として設定します。

１　障害福祉サービス等

（１）訪問系サービス

① 主な対象者・サービス内容

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅介護 （ホームヘルプ）	・障害支援区分が区分１以上（児童の場合はこれに相当する心身の状態）である人	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	・重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する人	重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
行動援護	・知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人等であって常時介護を要する人 （障害支援区分３以上）	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
同行援護	・視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者	移動時や外出先で視覚的情報の支援（代筆、代読含む）や移動の援護、排せつ、食事等の介護等を行います。
重度障害者等 包括支援	・常時介護を要する人で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺や寝たきりの状態にある人、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

② サービス利用実績・見込量

第５期までの利用実績や障がい者の人数の推移等を踏まえ、サービス見込量を設定します。

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人／月	6	7	7	6	6	6
サービス量	時間／月	81	91	146	61	61	61

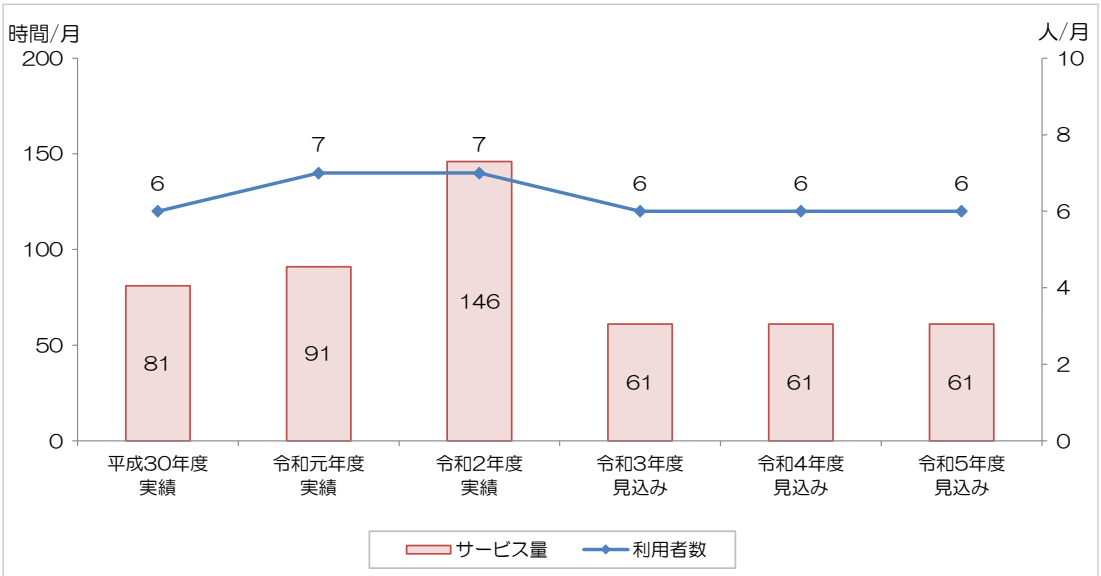

（２）日中活動系サービス

① 主な対象者・サービス内容

サービス名	主な対象者	サービス内容
生活介護	・地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練）	・地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がいのある人、又は難病を患っている人	身体障がいのある人、又は難病を患っている人などに対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所、又は障がい者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	・地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者	知的障がい又は精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
就労移行支援	・就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人	就労を希望する 65 歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 A 型	・企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の人	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援 B 型	・就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人などであって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。
就労定着支援	・就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人	一般就労に移行した障がい者に対し、相談を通し就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。

サービス名	主な対象者	サービス内容
療養介護	・病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人で次に該当する人 (1)筋萎縮性側索硬化症（ＡＬＳ）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であって、障害支援区分が区分６の人 (2)筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって、障害支援区分が区分５以上の人	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。
短期入所（福祉型）	・障害支援区分が区分１以上の人 ・障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分１以上に該当する児童	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
短期入所（医療型）	・遷延性意識障がい児・障がい者、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・障がい者等	

② 見込量

第５期までの利用実績や利用者数、新たなサービス利用者数等を勘案し、生活介護、就労継続支援Ｂ型施設等、日中活動の場の見込量を設定します。

ア）生活介護

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人／月	37	38	39	40	40	40
サービス量	人日／月	888	868	824	826	826	826

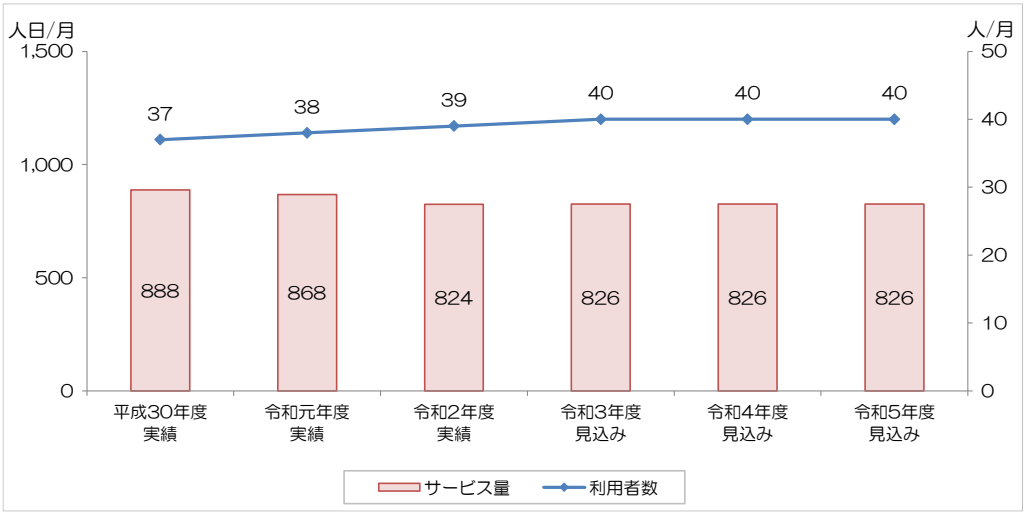

イ）自立訓練（機能訓練）

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人／月	1	0	0	1	1	1
サービス量	人日／月	14	0	0	10	10	10

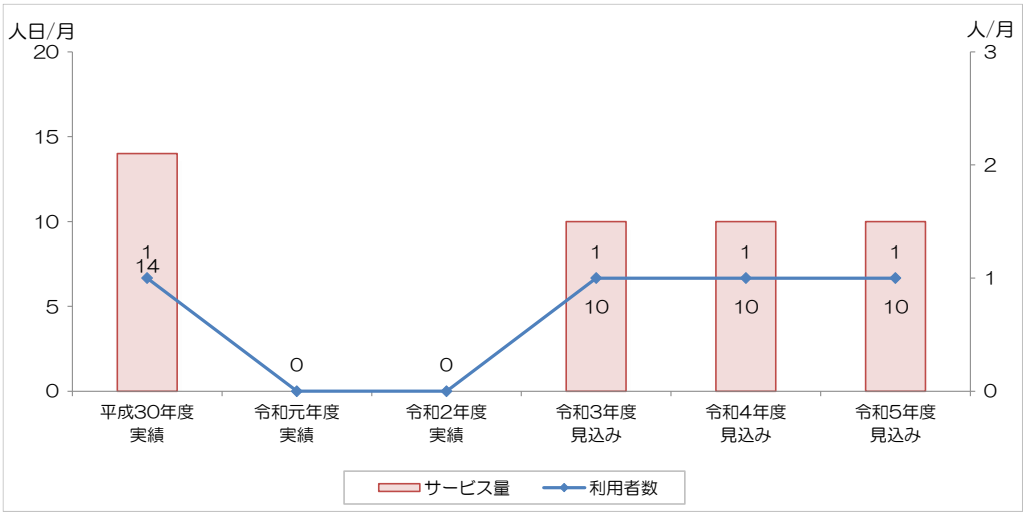

ウ）自立訓練（生活訓練）

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人／月	0	0	0	1	1	1
サービス量	人日／月	0	0	0	10	10	10

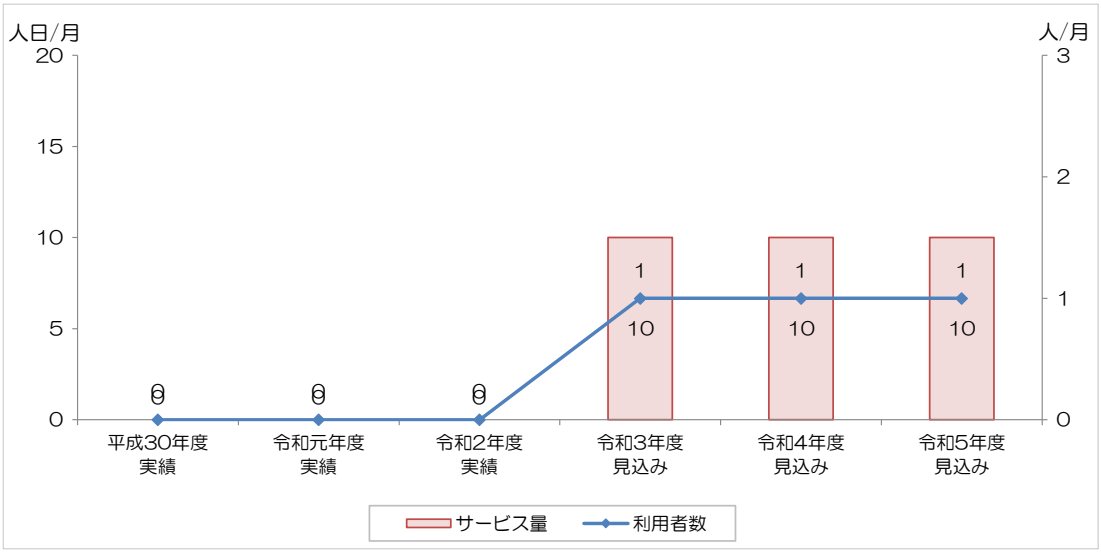

エ）就労移行支援

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人／月	1	0	1	1	1	1
サービス量	人日／月	21	0	21	21	21	21

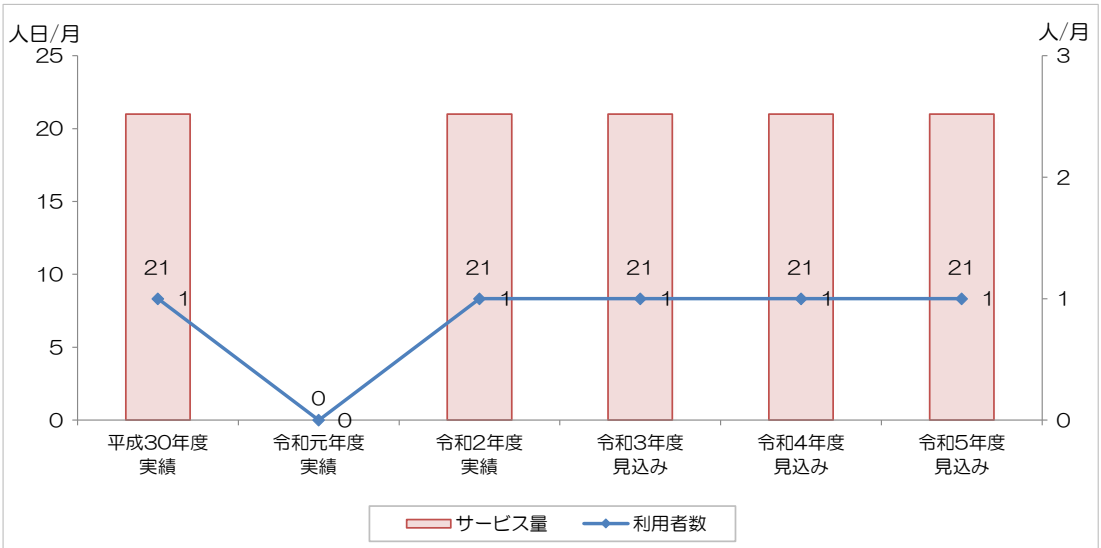

オ）就労継続支援（Ａ型）

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人／月	2	2	1	2	2	3
サービス量	人日／月	34	22	22	44	44	66

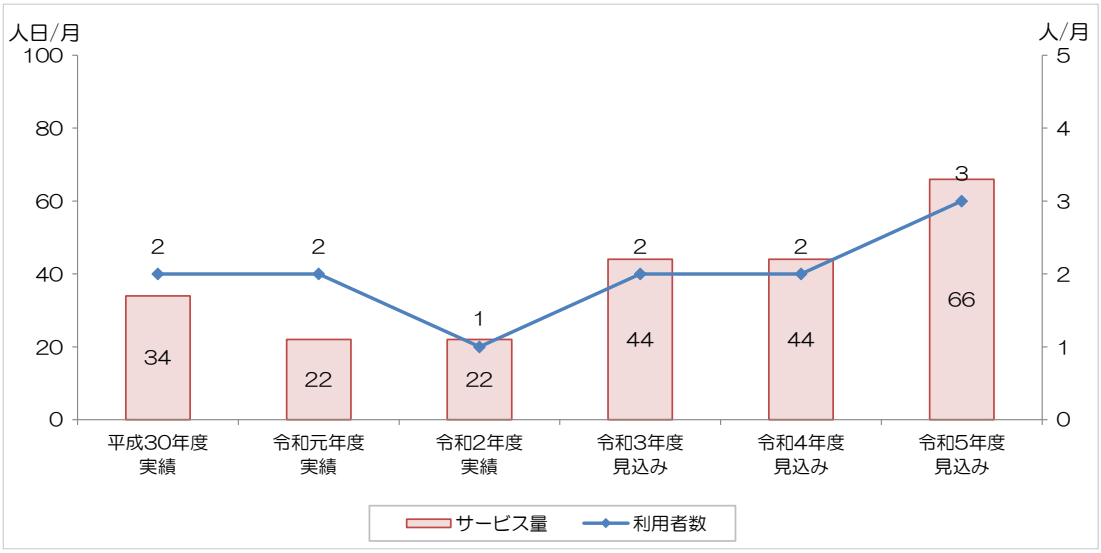

カ）就労継続支援（Ｂ型）

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人／月	34	41	43	45	45	45
サービス量	人日／月	676	729	770	806	806	806

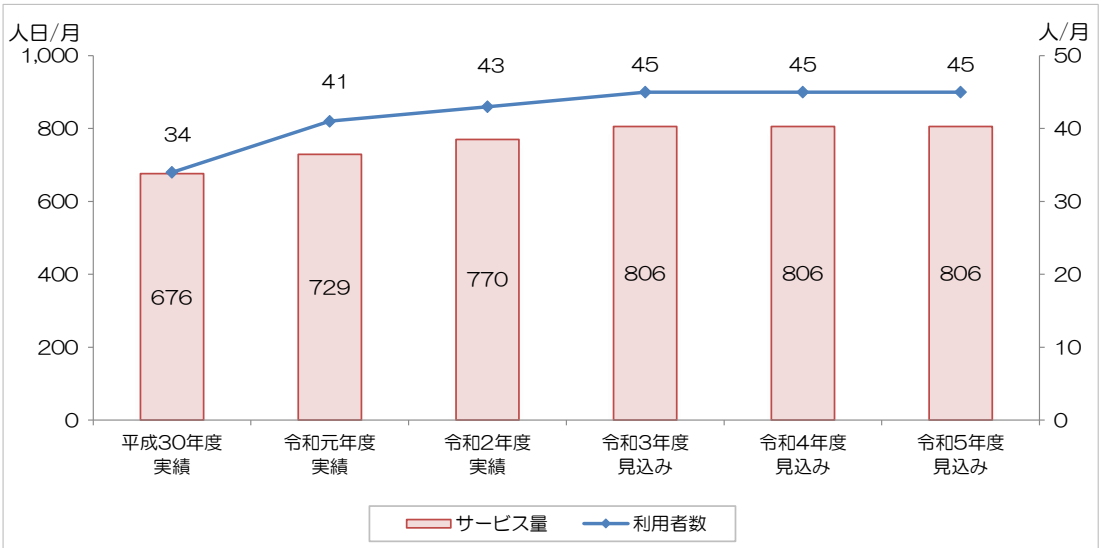

キ）就労定着支援

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人／月	0	0	0	1	1	1

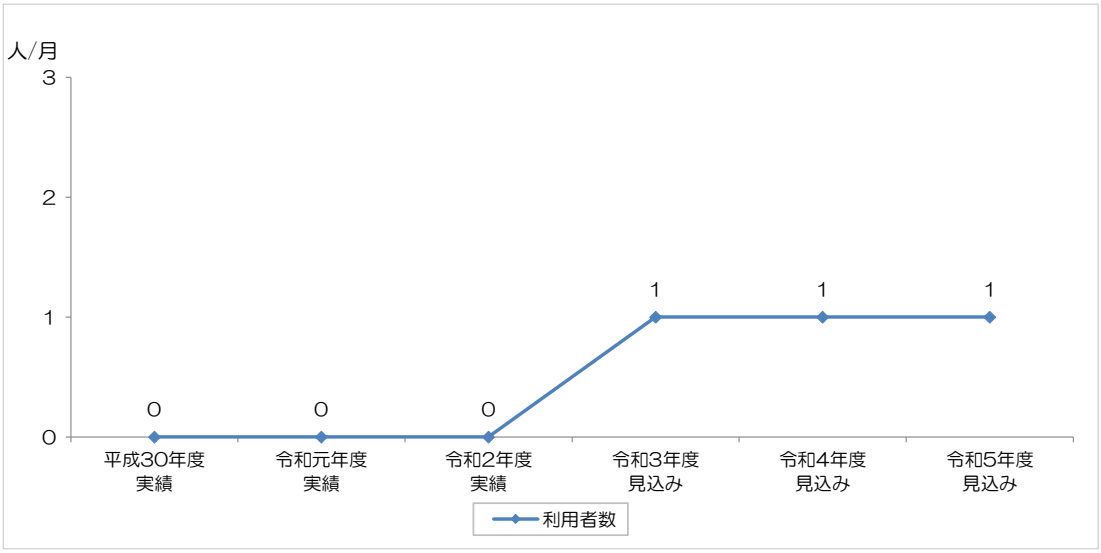

ク）療養介護

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人／月	5	4	4	5	5	5

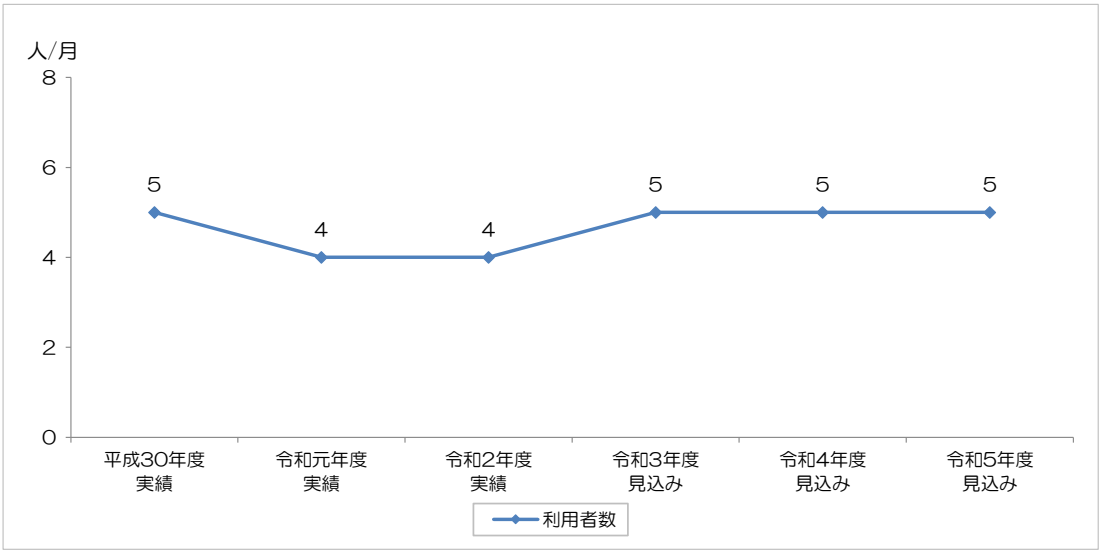

ケ）短期入所（福祉型）

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人／月	2	2	2	2	2	2
サービス量	人日／月	20	27	11	20	20	20

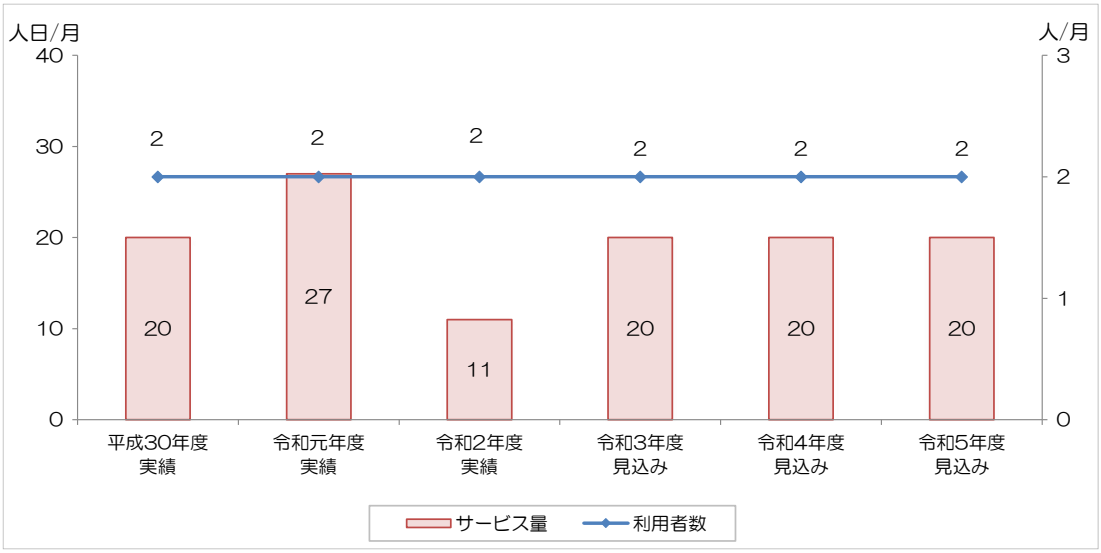

コ）短期入所（医療型）

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人／月	0	0	0	0	0	0
サービス量	人日／月	0	0	0	0	0	0

（３）居住系サービス

① 主な対象者・サービス内容

サービス名	主な対象者	サービス内容
自立生活援助	・障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人等	定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。
共同生活援助	・障がい者（身体障がいのある人にあっては、65 歳未満の人又は 65 歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。）	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	・生活介護利用者のうち、障害支援区分４以上の人（50 歳以上の場合は区分３以上） ・自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

② サービス利用実績・見込み

第５期までの利用実績及び利用者数、障がい者の人数の推移等を基に、グループホームの利用希望や精神科病院等からの地域生活への移行を勘案して、見込量を設定します。

ア）自立生活援助

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人／月	0	0	0	1	1	1

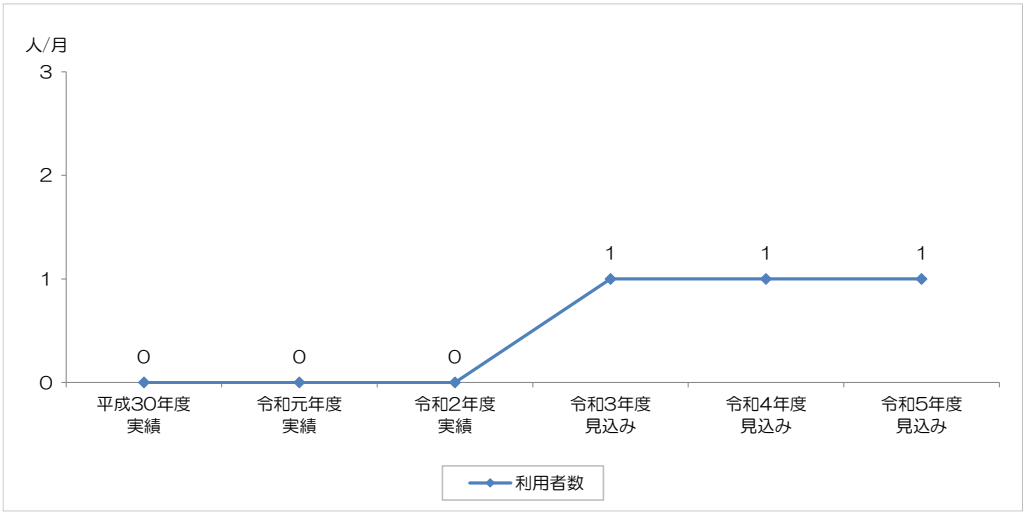

イ）共同生活援助

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人／月	45	41	36	35	35	34

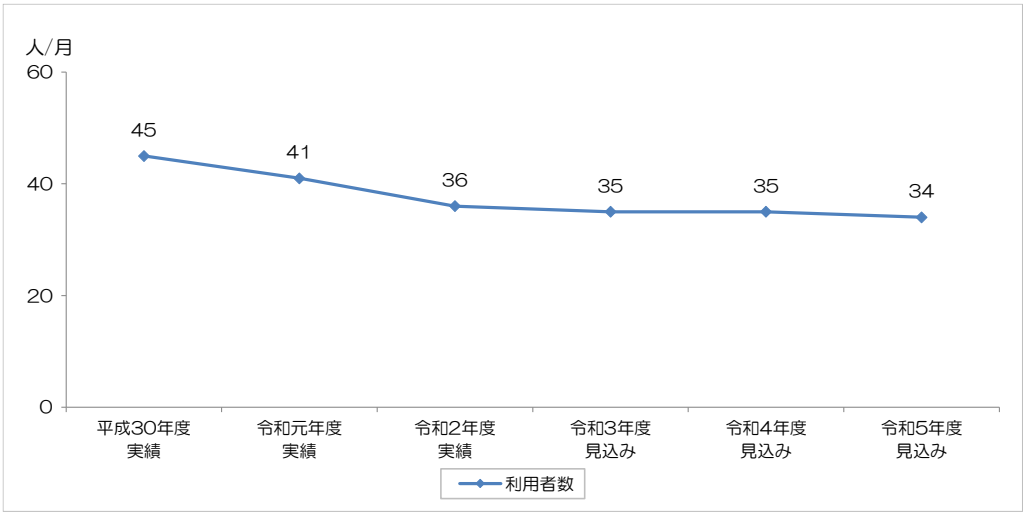

ウ）施設入所支援

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人／月	31	29	30	29	29	28

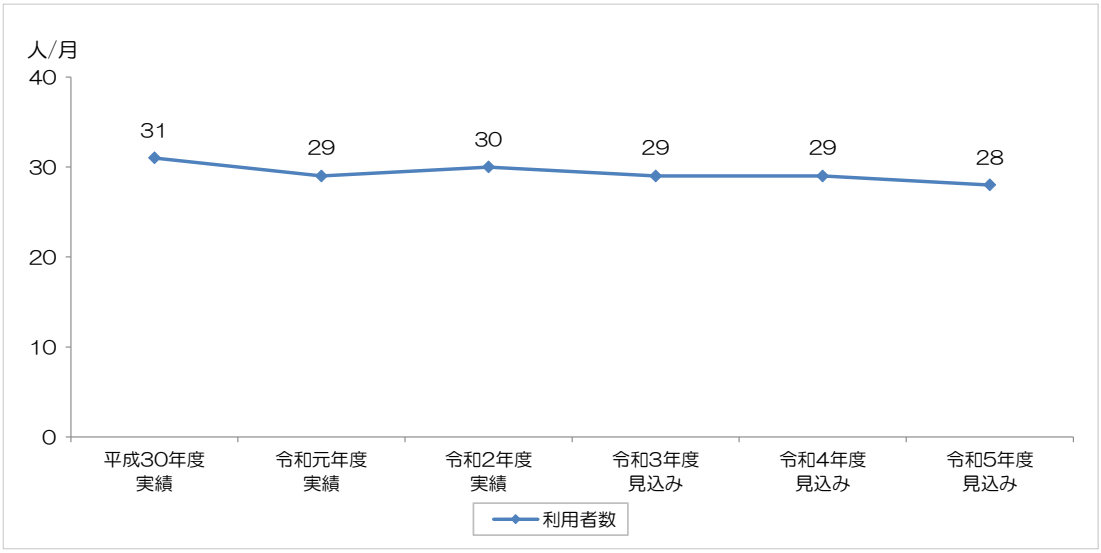

エ）地域生活支援拠点

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置箇所数	か所	―	―	1	1	1	1
検証・検討の実施回数	回／年	―	―	1	1	1	1

（４）相談支援

① 主な対象者・サービス内容

サービス名	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	・障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する全ての障がい者 ・障害福祉サービスを利用する 18 歳未満の障がい者	サービス利用支援は、障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 継続サービス利用支援は、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域移行支援	・障がい者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者 ・精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障がい者	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域定着支援	・居宅において単身又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者	対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

② サービス利用実績・見込み

サービス利用状況や地域生活への移行ニーズ、障がい者の人数の推移等を勘案して見込量を設定します。

ア）計画相談支援

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人／月	17	17	8	10	10	10

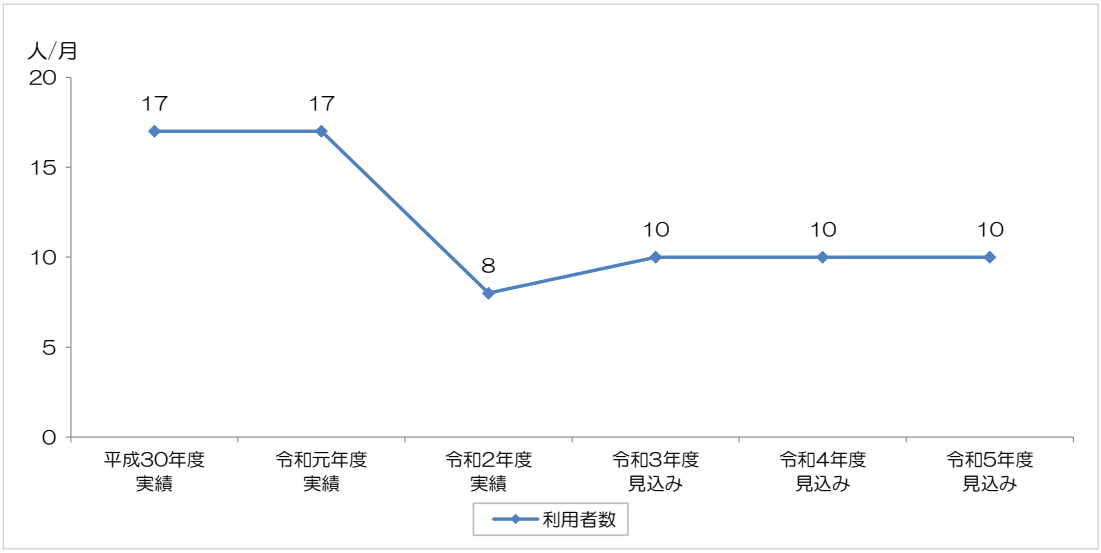

イ）地域移行支援

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人／月	0	0	0	1	1	1

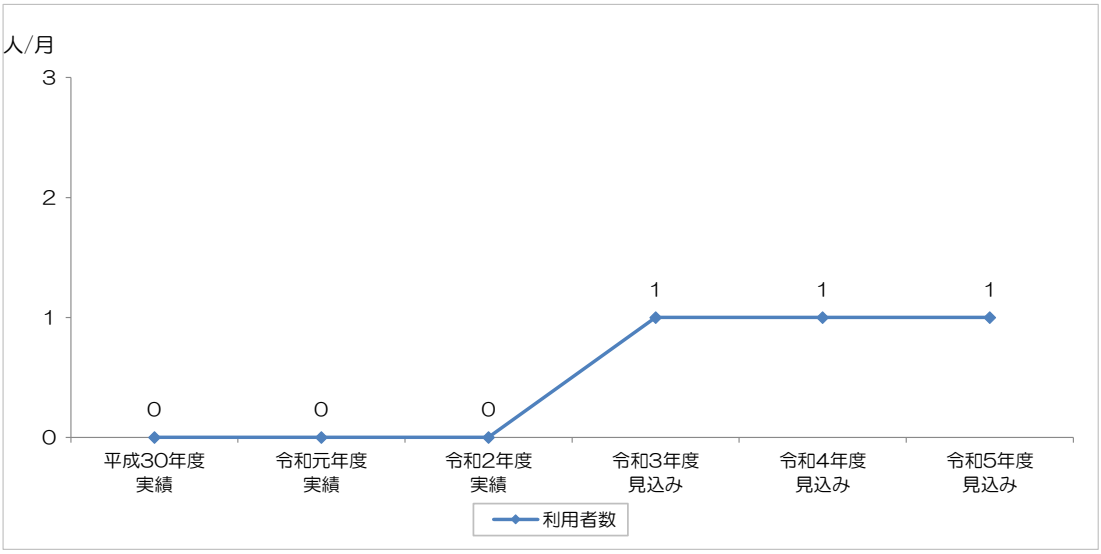

ウ）地域定着支援

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人／月	0	0	0	1	1	1

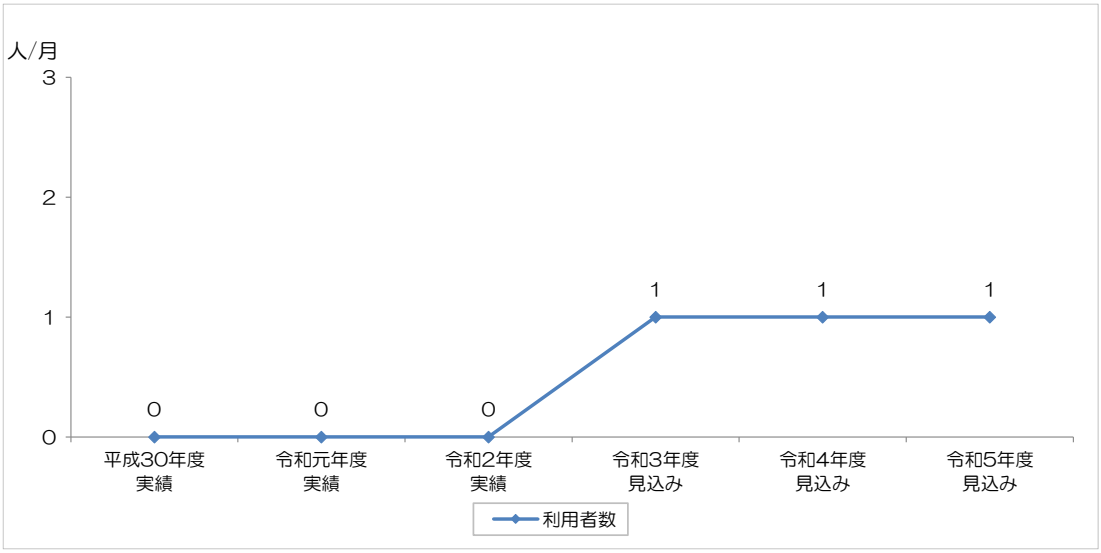

（５）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回／年	0	1	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人／年	0	3	6
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回／年	0	0	1
精神障がい者の地域移行支援	人／年	4	5	6
精神障がい者の地域定着支援	人／年	1	2	2
精神障がい者の共同生活援助	人／年	16	17	18
精神障がい者の自立生活援助	人／年	0	0	1

（６）相談支援体制の充実・強化のための取組－地域の相談支援体制の強化

種類	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による指導・助言	件／年	1	1	1
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件／年	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取組実施	回／年	1	1	1

（７）障害福祉サービスの質を向上させるための取組

種類	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所や関係自治体等との共有実施	回／年	1	1	1
指導監査結果の関係市町村との共有	回／年	1	1	1

２　地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者の能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することで、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず、全ての人々が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

相談支援事業、意思疎通支援事業等の事業で、利用者の利用状態等を勘案して事業を推進します。

（１）理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

【理解促進研修・啓発事業　実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	－	有	有	有	有	有	有

（２）自発的活動支援事業

障がい者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

【自発的活動支援事業　実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	－	無	無	無	無	無	無

（３）相談支援事業

① 障がい者相談支援事業

障がい者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言又は障害福祉サービスの利用支援などを行います。また、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者などの権利擁護のために必要な援助を行います。

【障がい者相談支援事業　実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施事業所数	か所	1	1	1	1	1	1

【基幹相談支援センター　実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置の有無	－	無	無	無	無	無	有

② 相談支援機能強化事業

町における相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図り、困難な事例等に対応します。

【相談支援機能強化事業　実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	－	有	有	有	有	有	有

③ 住居入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

【住居入居等支援事業　実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	－	無	無	無	無	無	無

（４）成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がい者又は精神障がい者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費の全て又は一部について補助を行います。

【成年後見制度利用支援事業　実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数	人/年	0	0	1	0	0	1

（５）成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

【成年後見制度法人後見支援事業　実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	－	無	無	無	無	無	有

（６）意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳等の方法により、障がい者とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

【手話通訳者・要約筆記者派遣事業　実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用件数	件/年	0	8	4	2	2	2

【手話通訳者設置事業　実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実設置者数	人/年	0	0	0	0	0	0

（７）日常生活用具給付事業

特殊寝台や特殊マットなどの「介護・訓練支援用具」、入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置などの「自立生活支援用具」、電気式たん吸引器や盲人用体温計などの「在宅療養等支援用具」、点字器や人工咽頭などの「情報・意思疎通支援用具」、ストマ装具などの「排せつ管理支援用具」、小規模な住宅改修を伴う「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の日常生活支援用具を給付します。

【日常生活用具給付事業　実績と見込み】

サービス種別	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件/年	0	0	0	0	0	0
自立生活支援用具	件/年	0	0	0	0	0	0
在宅療養等支援用具	件/年	0	3	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件/年	0	0	0	0	0	0
排せつ管理支援用具	件/年	210	212	210	214	210	220
居宅生活動作補助用具	件/年	0	0	0	0	0	0

（８）手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

【手話奉仕員養成研修事業　実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
修了者数	人/年	0	0	0	0	0	0

（９）移動支援事業

屋外での移動に著しい制限のある人、あるいは一人での外出に困難がある人に対し、外出の際の移動の支援を行います。

【移動支援事業　実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人/年	2	0	1	1	1	1
延べ利用時間	時間/月	15	0	10	10	10	10

（１０）地域活動支援センター機能強化事業

障がい者等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実・強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

【地域活動支援センター機能強化事業】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	か所	0	0	0	0	0	0
実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0

（１１）その他の地域生活支援事業

① 日中一時支援事業

障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障がい者等に日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

【日中一時支援事業　実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	5	9	10	10	10	10
延利用者数	人日/年	659	675	630	650	650	650

３　障害児通所支援・障害児相談支援等

（１）主な対象者・サービス内容

サービス名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	・発達に不安のある幼児、児童	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います。
医療型 児童発達支援	・発達に不安があり、医療的支援が必要な幼児、児童	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等 デイサービス	・発達に不安のある児童、生徒	授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
保育所等訪問支援	・保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う発達に不安のある幼児、児童	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における発達に不安のある幼児、児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	・重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	・障がい児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）を利用する全ての発達に不安のある幼児、児童、生徒	障がい児支援利用援助は、障がい児通所給付費の申請に係る発達に不安のある幼児、児童、生徒の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障がい児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障がい児支援利用計画の作成等を行います。 継続障がい児支援利用援助は、障がい児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障がい児支援利用計画の見直しを行い、障がい児支援利用計画の変更等を行います。

（２）サービス利用実績・見込み

第１期の利用実績、障がい児の人数の推移等を基に、今後の利用者数を勘案して見込量を設定します。

ア）児童発達支援

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人／月	10	10	14	15	18	20
サービス量	人日／月	102	63	122	131	157	174

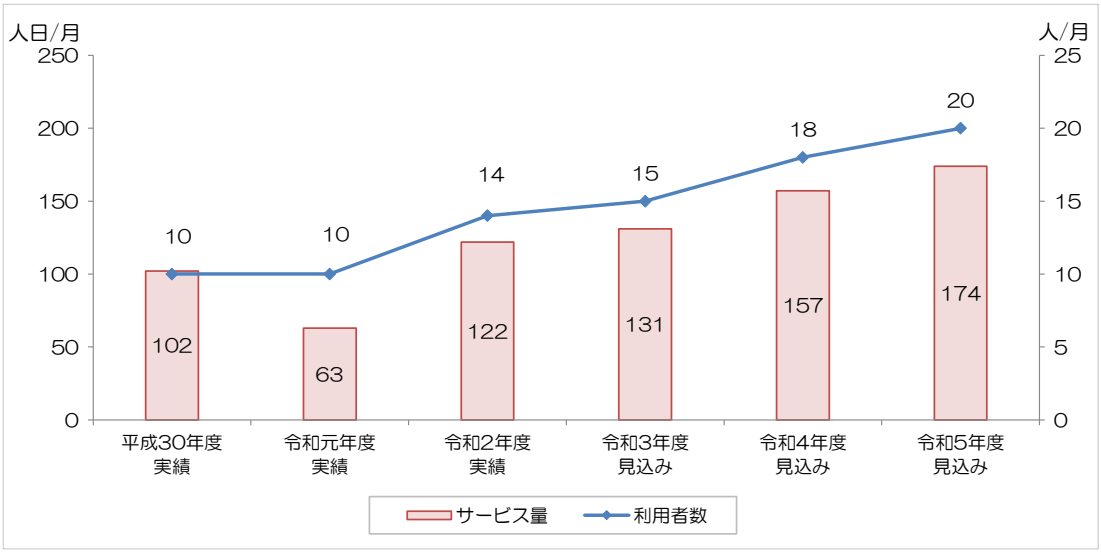

イ）医療型児童発達支援

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人／月	0	0	0	0	0	0
サービス量	人日／月	0	0	0	0	0	0

ウ）放課後等デイサービス

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人／月	9	12	19	20	23	25
サービス量	人日／月	65	39	118	124	142	154

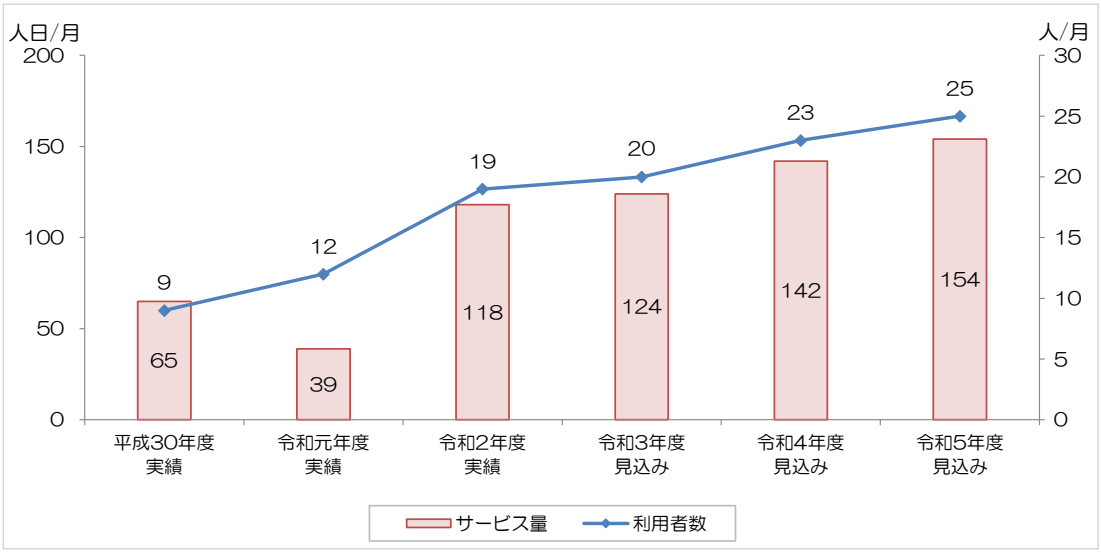

エ）保育所等訪問支援

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人／月	4	6	20	21	22	25
サービス量	人日／月	6	16	20	21	22	25

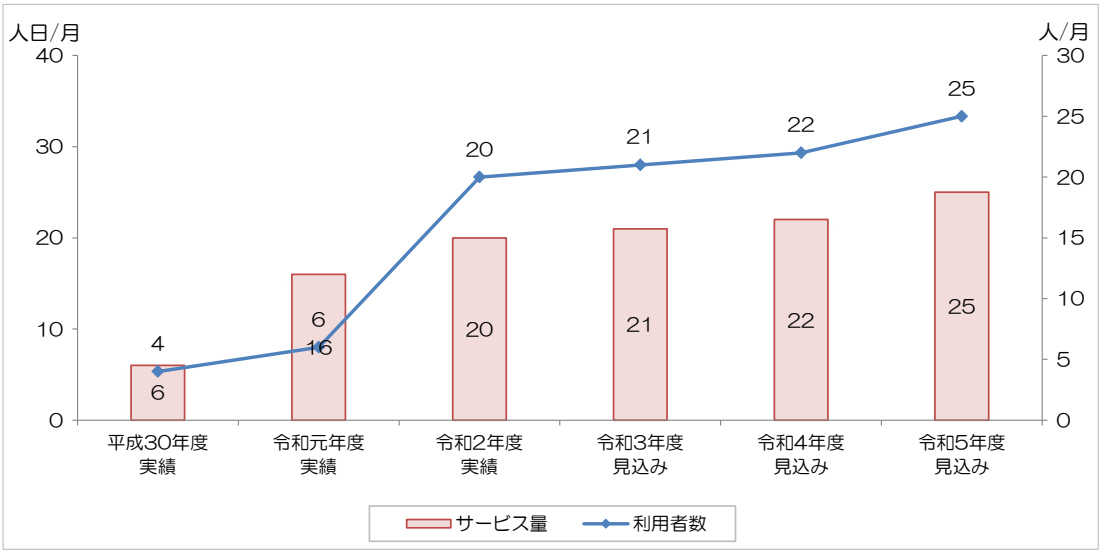

オ）居宅訪問型児童発達支援

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人／月	0	0	0	0	0	0
サービス量	人日／月	0	0	0	0	0	0

カ）障害児相談支援

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人／月	6	7	9	9	9	10

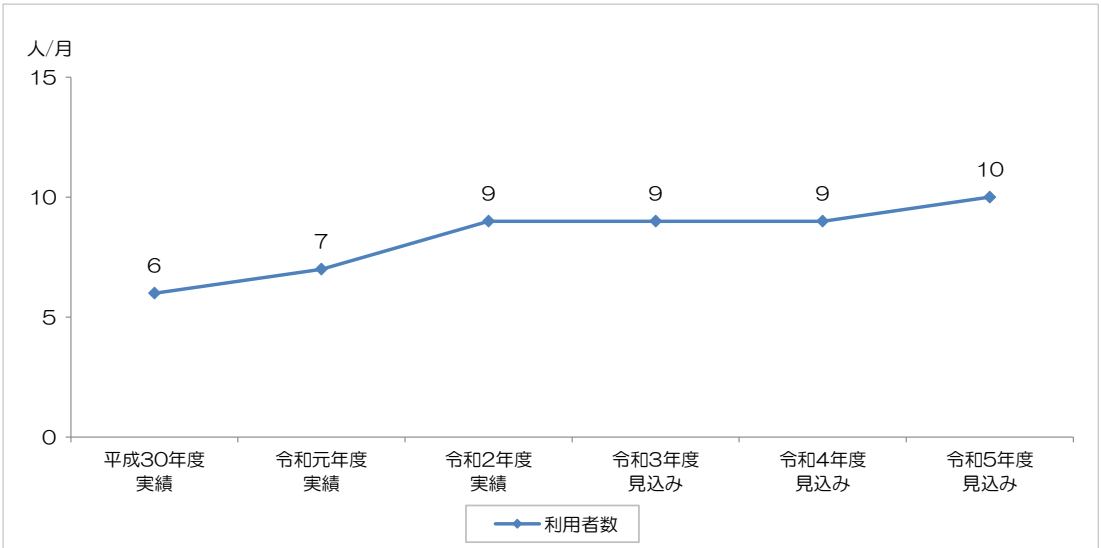

（３）医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	人/年	0	0	0	0	0	1

（４）障がい児の子ども・子育て等の利用ニーズを踏まえた定量的な目標

種別	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量（人）	見込み（人）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	3	1	1	1
認定こども園	6	2	2	2
放課後等児童健全育成事業	0	0	0	0

４　自立支援給付等の円滑な実施を確保するために必要な事項

（１）障がい者等に対する虐待の防止

市町村においては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」に沿って、市町村障害者虐待防止センターを中心として、福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障がい者及び障がい児団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員・児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークの活用、障がい者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、それらの体制や取組については、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行うことが重要です。

また、次に掲げる点に配慮し、障がい者等に対する虐待事案を効果的に防止することが必要です。

① 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見
② 一時保護に必要な居室の確保
③ 指定障害児入所支援の従業者への研修
④ 権利擁護の取組

（２）障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

芸術文化活動に取り組む障がい者や指導者・支援団体等の活動を、様々な方法でサポートし、障がい者の自立と社会参加意欲の向上に努めます。

（３）障がいを理由とする差別の解消の促進

障がい及び障がい者への理解を深めるための広報、啓発活動を推進するとともに、障がい者及びその家族等からの障がいを理由とする差別に関する相談体制の充実を図ります。

（４）施設等における防犯・防災対策の強化・充実

障害福祉事業所等を対象に、地域共生社会の考え方に基づき、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性を構築するよう促すとともに、施設等の防犯・防災対策の強化・充実へつながる有効な取組等について情報提供等を行います。

第７章　計画の推進

１　計画の推進体制

（１）ＰＤＣＡサイクルによる評価と見直し

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCA サイクル）とされています。

「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan)」、「実行（Do)」、「評価（Check)」、「改善（Act)」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

（２）計画におけるＰＤＣＡサイクル

国の基本指針を踏まえ、障害福祉計画における PDCA サイクルのプロセスは、以下のとおりとします。

○目標及び活動指標については、少なくとも１年に１回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等を行います。

○中間評価の際には、障がい者自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を公表します。

【障害福祉計画・障害児福祉計画におけるＰＤＣＡサイクルのプロセス】

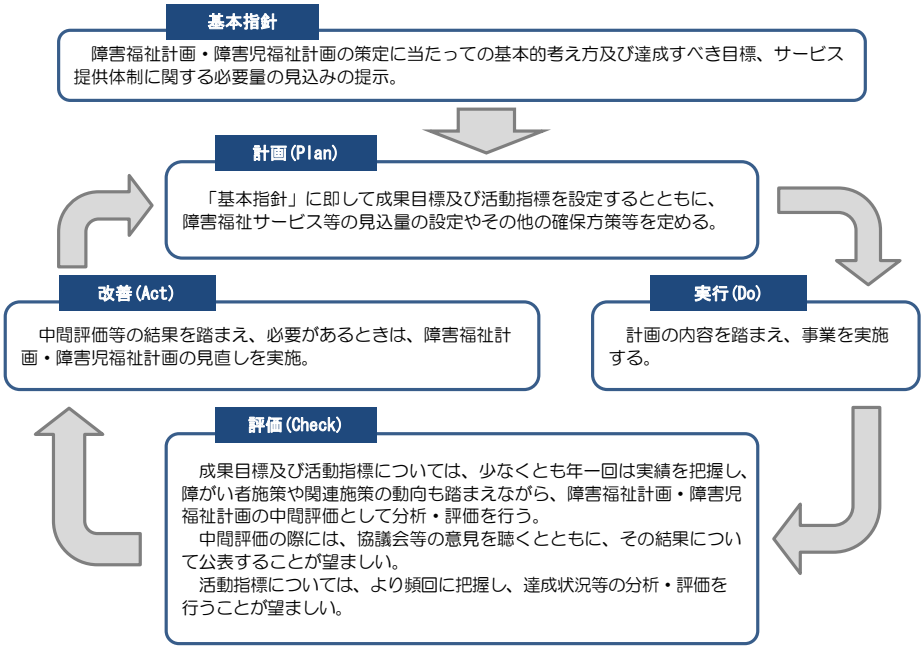

２　障害者総合支援法に基づくサービスの円滑な提供

（１）サービス利用までの流れ

①サービスの利用を希望する人は、町の窓口に申請し障害支援区分の認定を受けます。
②町は、サービスの利用の申請をした人（利用者）に、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。利用者は、「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業者」で作成し、町に提出します。
③町は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定します。
④「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催します。
⑤サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。
⑥サービス利用が開始されます。

【支給決定プロセス】

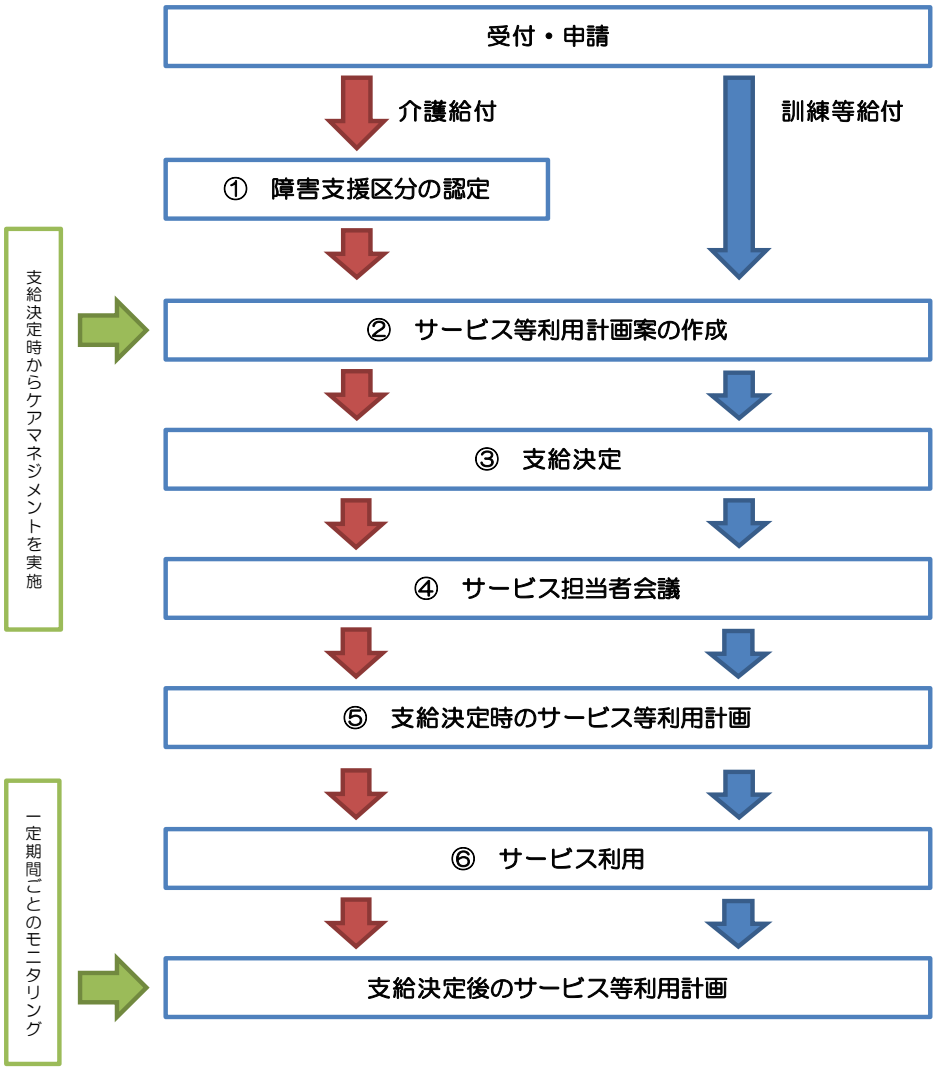

（２）サービスの質の確保

各種関係機関と連携をとりながら、質の高いサービスが確保され、提供できる体制づくりを推進します。

（３）苦情処理システムの確立

障がい者は、町が決定した障害支援区分の認定や支給決定に不服のある場合、県に設置された不服審査会に審査請求できることになっています。

さらに、町の窓口等でも対応できるようにします。

（４）障害者総合支援法、児童福祉法についての幅広い広報

町民に対して、障害者総合支援法、児童福祉法に基づく制度についての十分な広報を行うとともに、各種サービスについても理解を深めてもらうように努めます。

具体的には、以下のような広報活動を行います。

〇広報紙・ホームページを活用し、随時、障害者総合支援法、児童福祉法等の最新情報を提供し、必要に応じてパンフレット等を作成し、配布します。

〇障がい者の各種団体、民生委員・児童委員、各種ボランティア団体等のあらゆる組織と連携し、障がい者施策に関する情報や説明を行います。

（５）情報ネットワークの構築

地域住民の健康と生活の支援のためには、保健・医療・福祉の各分野の情報を統括、提供できる体制づくりが必要です。このため、行政と各関係機関及び町民が情報共有を図ります。

（６）人材の確保

質の良いサービスを中長期的に安定して供給していくために、相談支援事業従事者等の資質の向上、ＮＰＯやボランティア団体等の育成及び支援に努めます。

資料編

1　中種子町障害福祉計画策定委員会設置要綱

（設　置）
第１条　中種子町障害福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため，中種子町障害福祉計画策定委員会　（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　委員会は，次に掲げる事項について所掌する。
（１）　障害福祉計画に関すること。
（組　織）
第３条　委員会は，別表１に掲げる者をもって組織する。
２　委員の任期は３年とし，再任を妨げない。ただし，委員が欠けた場合における補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。
（委員長及び副委員長）
第４条　委員会に委員長及び副委員長を置き，委員の互選によりこれを定める。
２　委員長は会務を総理し，委員会を代表する。
３　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるときはその職務を代理する。
（会　議）
第５条　委員会の会議（以下「会議」という。）は，委員長が招集する。
２　委員長は会議の議長となる。
（意見の聴取）
第６条　委員長が必要と認めるときは，委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。
（検討部会）
第７条　委員会に計画原案の作成を行うため検討部会（以下「部会」という。）を置く。
２　部会は委員長の命を受け，委員会で協議する事項について検討する。
３　部会の委員は別表２に掲げる職にある者をもって充てる。
４　部会に部会長及び副部会長を置き，部会長は副町長をもって充て，副部会長は福祉環境課長をもって充てる。
５　部会長は，会務を総理し，部会を代表する。
６　副部会長は，部会長を補佐し，部会長に事故あるときは，その職務を代理する。
７　第５条及び第６条の規定は，部会において準用する。この場合において第５条及び第６条中「委員会」とあるのは「部会」と，「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
（事務局の設置）
第８条　委員会の事務局を中種子町福祉環境課に置く。

（雑　則）
第９条　この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。
附　則
この要綱は，平成 23 年５月１日から施行する。

別表１（第３条関係）

	役　　職　　名	備　　考
1	身体障害者福祉協会代表	
2	手をつなぐ育成会代表	
3	障害者福祉施設代表	
4	民生委員協議会代表	
5	社会福祉協議会代表	
6	副町長	
7	福祉環境課長	
8	保健師代表	

別表２（第７条関係）

所　　属	職　　名	適　　用
副　町　長		
総　務　課	総務課長・行政係長	
福祉環境課	福祉環境課長・福祉係長・介護保険係長 介護支援係長	
税　務　課	税務課長・町民税係長	
町民保健課	町民保健課長・保健予防係長・保健師	
企　画　課	企画課長・企画調整係長	
建　設　課	建設課長・建築係長	
教育総務課	教育総務課長	
社会教育課	社会教育課長	

２　障害者計画及び第５期障害福祉計画策定委員会委員名簿

	役　職　名	氏　　名	備　考
1	身体障害者福祉協会代表	中　峯　　泉	
2	手をつなぐ育成会代表	松 下　　正 治	副委員長
3	福祉施設代表	山　成　　剛	
4	民生委員協議会代表	泰 原　　俊 隆	
5	社会福祉協議会代表	森 山　　辰 郎	
6	副町長	土　橋　　勝	委 員 長
7	福祉環境課長	上 田　　勝 博	
8	保健師代表	岩 切　　康 晟	

3　用語解説

あ行	
アクセシビリティ	施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのことです。
インクルーシブ教育	障害者権利条約第 24 条において、「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度）とは、「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」とされています。
ウェブアクセシビリティ（情報アクセシビリティ）	高齢者や障がい者など、心身の機能に制約のある人でも年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報の利用しやすさのことです。
か行	
高次脳機能障がい	交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会的行動などの認知機能（高次脳機能）に障がいが起こり、日常生活や社会生活に支障が生じている状態のことです。
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	高齢者、障がい者等の自立した日常生活および社会生活を確保するため、旅客施設および車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対してバリアフリー化基準への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や高齢者、障がいのある人等が利用する施設が集中する地区において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置等を定めた法律で、平成 18 年 12 月に施行されています。
さ行	
手話通訳者	聴覚に障がいのある人や音声又は言語機能に障がいのある人と聴覚に障がいのない人の間で、手話を使い、相互のコミュニケーションを仲介する人のことです。
手話通訳奉仕員	聴覚に障がいのある人や音声または言語機能に障害のある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援に奉仕する人のことです。

障がい児	児童福祉法第４条では、「障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する発達障害児を含む。）をいう。」と定義されています。
障害児福祉手当	20 歳未満で、精神（知的も含む）または身体に重度の障がいを有し、日常生活において常時介護を必要とする人に支給される手当です。ただし、施設等に入所している人は該当しません。
障がい者	障害者基本法第２条では、「障害者　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されています。
障害者基本法	障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策に関して、基本的理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、総合的かつ計画的に推進し、障がい者の福祉を増進することを目的として制定された法律です。
障害者虐待防止法	障がい者の虐待の予防と早期発見および養護者への支援を講じるための法律で平成 24 年 10 月に施行されています。
障害者総合支援法	障害者基本法の改正や障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえた「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、平成 24 年６月に障害者自立支援法が改正され、平成 25 年４月に施行されています。
障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）	障がい者の人権および基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定められた条約です。 前文と本文 50 条からなり、教育、労働、社会保障など社会のあらゆる分野において、障がいを理由とする差別を禁止し、障がい者に他者との均等な権利を保障することを規定しています。
障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン	事業者がサービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際、障がい者の意思を尊重した質の高いサービスの提供を目的とした指針です。

障害者優先調達推進法	障害者就労施設等で就労する障がい者や、在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めることを目的として、国や地方自治体などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律で、平成 25 年４月に施行されています。
障害者差別解消法	障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とした法律で、平成 28 年４月に施行されています。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める身体上の障がい者に対して交付されます。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚、平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能、そしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器の機能の障がい、⑥ぼうこう、直腸の機能の障がい、⑦小腸の機能の障がい、⑧ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい、⑨肝臓の機能の障がいで、障がいの程度により１級から６級の等級が記載されています。
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、一定程度の精神障がいの状態にあると認定された人に対して交付されます。精神障害者保健福祉手帳の等級は、１級から３級まであります。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人の財産管理、弁護サービスや施設の入退所についての契約、遺産分割などの法律行為を支援する制度です。
た行	
特別支援教育	障がいの種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うものです。
特別児童扶養手当	精神または身体に障がいを有する20歳未満の児童を監護している父若しくは母、又は父母にかわって養育している人に支給される手当です。ただし、障がい児が施設等に入所している場合は該当しません。

特別障害者手当	20 歳以上で、精神又は身体に重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に支給される手当です。ただし、施設等に入所している人及び病院等に３か月以上入院している人は該当しません。
な行	
難病	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいいます。 障害者総合支援法では、難病等（難治性疾患克服研究事業の対象である 130 の疾患と関節リウマチ）も障がい者の定義に加えられました。
は行	
発達障がい	発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がいや行動情緒の障がいが対象とされています。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がい等がこれに含まれます。
発達障害者支援法	既存の障害者福祉制度の谷間におかれ、その気付きや対応が遅れがちであった自閉症・アスペルガー症候群、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などを「発達障害」と総称して、それぞれの障がい特性やライフステージに応じた支援を国・自治体・国民の責務として定めた法律です。
バリアフリー	障がい者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くという意味です。建物内の段差の解消などのハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられています。
避難行動要支援者	障がい者やひとり暮らし高齢者などの配慮が必要な人で、自ら避難することが困難な人です。
福祉避難所	災害時に、一般避難所では避難生活が困難な、高齢者や障がい者、妊婦など、災害時に支援が必要な人たちに配慮した避難施設です。
法定雇用率	従業員数が一定以上の民間企業や国、地方自治体などに対し、障害者雇用促進法によって義務づけられた障がい者の雇用割合です。

や行	
要約筆記者	話されている内容を要約し、文字として聴覚障がい者へ伝える通訳者です。
ら行	
療育手帳	児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいがあると判定された人に対して交付されるものです。

中 種 子 町

第 6 期 障害福祉計画

第 2 期 障 害 児 福 祉 計 画

令和3年3月

発行・編集

中種子町　福祉環境課

〒891-3692　鹿児島県熊毛郡中種子町野間5186番地

ＴＥＬ　0997-27-1111　ＦＡＸ　0997-27-2620